

会 議 録

会議の名称		第 1 回第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会		
開催日時		令和 6 年 12 月 19 日 (木) 開会 15:00 閉会 16:30		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟 1 階 会議室 1		
事務局（担当課）		教育局教育総務課		
出席者	委員	樋口委員長、永井副委員長、正保委員、森田委員、大村委員、 富田委員、和泉委員、肥後委員、西村委員、中郡委員		
	事務局	（教育局）森田教育長、吉沼教育局長、久保田次長、中根統 括監 （教育総務課）山岡課長、飯村課長補佐、青木課長補佐、鈴 木係長、谷沢主任、小川主任 （学び推進課）岡野課長		
	その他	株式会社名豊 政策 1 課 渡邊課長		
	公開・非公開の別	■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	0 名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 教育振興基本計画策定委員会の概要及び今後のスケジ ュールについて (2) 教育振興基本計画の策定にあたって		
会議次第	1 開会 2 委嘱通知書交付 3 教育長挨拶 4 委員長及び副委員長の選出 5 議事 (1) 教育振興基本計画策定委員会の概要及び今後のスケジュールについ て (2) 教育振興基本計画の策定にあたって 6 閉会			

<審議内容>	
1 開会	事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。進行を務めさせていただきます、教育総務課の飯村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会

等の公開に関する条例に基づきまして公開とさせていただきます。会議終了後は会議録を作成し、各委員において確認の上、ホームページに掲載する予定です。予め御了承ください。なお、正確な会議録を作成するため、ご発言の際はマイクの使用に御協力をお願いいたします。また、第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項第6条第2項の規定により、半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日は全員出席されておりますので、当委員会は成立いたします。

それでは、第1回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

2 委嘱通知書交付

事務局：はじめに教育長から委嘱通知書を交付いたします。代表で樋口委員にお受け取りをいただきたいと思います。

(委嘱通知書交付)

3 教育長挨拶

事務局：続きまして、教育長より挨拶申し上げます。

森田教育長：皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど委嘱通知書をお渡しいたしました通り、今回はつくば市教育振興基本計画を皆さんに御意見をいただきながら策定することになる訳ですが、皆さんには委員を御快諾いただきましたことをお礼申し上げます。この委員会は、教育基本法に定められている教育振興基本計画を策定するということになります。お手元にございます第3期つくば市教育振興基本計画では、「夢に向かってよりよい未来を拓く「学び」の実現」ということで内容を決めていきましたが、この対象期間が令和3年度から令和7年度までとなっています。そういうことで、今度は第4期の教育振興基本計画を皆さんの御意見を基に策定したいと考えております。これの大元になるものが、皆さんのお手元にあると思いますが、つくば市教育大綱というものです。これは市長が主になって策定したのですが、対象期間は令和2年度から令和6年度までとなっています。来年度から新しいつくば市教育大綱になる訳ですが、総合教育会議という会議で議論しまして、ほとんどこのまま継続しようということになっています。ですので、現行の教育大綱を踏まえて、第4期教育振興基本計画を

議論いただきたいと思います。教育大綱では「一人ひとりが幸せな人生を送るために」ということを最上位の目標に掲げています。そして今、この実現に向けて私たち教育委員会、学校、幼稚園が一体となって進めており、評価も進めているところです。評価については今日も委員としていらっしゃる樋口先生にも色々御協力いただいて進めているところですが、その結果も今後お示しできると思います。今回、委員の皆様には各方面から集まっていますので、忌憚のない御意見をそれぞれの思いから、そして専門分野からお話いただき、素晴らしい計画ができればと思っています。本日はよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして、今回は第1回目の会議となりますので、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。名簿の一番上の樋口委員から順に時計回りでお願いします。

樋口委員：皆さん、こんにちは。筑波大学の樋口直宏と申します。この委員会には第2期の時にお世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

正保委員：茨城大学の正保と申します。勤め先は茨城大学ですが住まいはつくば市内で、子供たちも小中学校ではお世話になりました。一番下の子供が竹園東中学校を卒業してからもう12年が経っており、市内の教育に関しては若干疎くなっているところがありますので、皆さまに教えていただきながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

森田委員：保護者代表で、つくば市PTA連絡協議会会長の森田と申します。春日学園義務教育学校に娘が通っており、PTA会長を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

永井委員：つくば市立谷田部東中学校長の永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。住まいはつくば市ではないのですが、大学を出てからつくば市に勤めまして、そこから一度、当時の新治村に5年ほど勤めましたが、それ以外はずっとつくば市で勤務させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

大村委員：つくば市立並木小学校の大村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。私は1年目の校長ということで、まだ校長職もしっかりできていない可能性もあるとは思いますが、この会を通していろいろ勉強させていただきながら、つくば市の教育をさらに発展させることに少しでも貢献できればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

富田委員：富田と申します。荃崎幼稚園に勤務しております。学校の方は3年前に退職して、幼稚園は3年目ということで新参加者ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

和泉委員：こんにちは。教育委員の和泉なおこと申します。教育委員を務めて4年目です。学校教育や社会など全てひっくるめていろいろな教育政策を毎月話し合っていますが、教育振興基本計画はとても大事なミッションだと思っています。荷が重い思いでおりますが、いろいろ皆さんと協力して委員を務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

肥後委員：市民委員として参加させていただきます肥後と申します。私はつくば市には30年くらいお世話になっています。こういった会議には参加したことがなかったのですが、一度くらいは貢献というか、このような場で何かお役に立てたらと思い参加させていただきました。つくば市では研究所の研究者として勤務しています。小学生と保育園の2人の子供がいます。どうぞよろしくお願いいたします。

西村委員：市民委員の西村と申します。私の想像以上に畏まりすぎていて、少し恐縮しています。もともと他県から移住しまして、つくば市には10年くらい住んでいます。つくば市の教育というところで、自分の子供が小さい頃に、つくば市の教育が良いということで、つくば市を選んで移住してきました。3歳の娘がおりますので、娘の将来を含めて、何かしら発言させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

中郡委員：市民委員の中郡と申します。つくば市に住んではおりますが、介護施設で働いておりまして、まだ未婚で子供もいませんが、今後のつくば市の教育に少しでも役立てればと思ひまして、今回参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日、出席しているつくば市教育局の職員を紹介いたします。

(事務局出席者紹介)

また、本日はオブザーバーとして、この計画の支援業務を委託しております、株式会社名豊からも出席いただいておりますので御紹介いたします。

(株式会社名豊挨拶)

4 委員長及び副委員長の選出

事務局：それでは続きまして、次第4、委員長及び副委員長の選出に進みたいと思います。委員会設置要項第5条第1項、第2項の規定により、委員の互選により定めるとされておりますが、いかがいたしますか。御意見があればお願いいたします。

特にないようでしたら、事務局からの案としまして、委員長は筑波大学の樋口委員、副委員長は谷田部東中学校の永井委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、委員長は樋口委員に、副委員長は永井委員にお願いいたします。

それでは、委員長及び副委員長より御挨拶をお願いいたします。

委員長：改めて委員長を仰せつかりました樋口直宏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど第2期教育振興基本計画の委員を務めたと申し上げましたが、実はもう1つ、今日の午前中に東京都の品川区で、同じく教育振興基本計画の策定委員会が開かれておりまして、同じ委員会を1日に2つ掛け持つというのは初めての経験で、忘れられない1日になると思っております。品川区の会議は今日が第4回目ということで、3月までにまとめることを目指しているところです。教育振興基本計画は自治体によって地域のカラーが出てきますので、つくば市らしい教育振興基本計画ができればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長：副委員長を仰せつかりました、谷田部東中学校の永井です。よろしく申し上げます。樋口委員長がおりますので、私はサポートになるかどうか分かりませんが、皆さんの御意見の集約をしたいと思います。どうぞ

よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、ここからは議事に入ります。委員会設置要項第6条の規定により、ここからの進行は委員長にお願いいたします。

5 議事

(1) 教育振興基本計画策定委員会の概要及び今後のスケジュールについて

委員長：改めてよろしくお願いいたします。先ほど硬い雰囲気という御意見もありました。私も上手く回せるかどうか分かりませんが、中身についてはつくばらんにお話いただければと思います。初回ですので、資料に沿って教育振興基本計画はどのようなものか、これまでの経緯等を事務局からお話いただくことが中心になろうかと思います。また時間がありましたら、委員の皆さま方からも教育振興基本計画だけではなく、つくば市の教育に関しての現状や思い等も一言ずついただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、(1) 教育振興基本計画策定委員会の概要及び今後のスケジュールについてということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（資料1～4に沿って説明、教育大綱について説明）

委員長：ありがとうございました。資料1から4、それから教育大綱についての御説明をいただきました。確認しますと、資料1が、この委員会の要項と位置付けになります。教育大綱と、今回我々がつくっていく教育振興基本計画とが似ているのではないかという御懸念をお持ちの方もいらっしゃると思います。実際、似ているのですが、出所が違うと言いますか、地方教育行政の法律の方から地方公共団体の長が策定するものが教育大綱で、教育委員会の方でつくっていくものが教育振興基本計画ということですので、当然、中身も似てくるかと思います。両方を1つにまとめている自治体もありますが、つくば市は別々につくるということになります。それから、スケジュールとしては資料3にありますように、6回くらいの開催を予定しているということです。パブリック・コメントとありますように、広報紙等で掲示して、1か月間くらい意見聴取して、それを踏まえてこのようになりましたという回答もつくりますので、5回目と6回目の間では時間がかかるかと思います。6回目で修正案ができますと、最終的には教

育委員会に諮り、それから議会にも報告していくという流れになると思います。実質的には1回目から5回目くらいまでで固まったものをつくっていきたいと考えております。そういう意味では、前半の方は自由に議論できますし、第3期の計画もありますので、それを見ながらということになるかと思います。ここには書いてありませんが、「こども基本法」という法律もあります。このような行政のものについてなるべく子供の意見を反映するようにと、こども基本法で規定されています。ですから、教育大綱の一番後ろのところに「中高生とのタウンミーティング」をやっていて、それがこのように反映されているということもございます。それに関わるのが、資料4のアンケートということになります。これはこれで教育評価懇談会というものがあまして、そこでアンケートをつくろうかということで1年くらいかけて考えていたのですが、教育振興基本計画なり教育大綱なりが目指したものが、子供にどう反映されているのかというつもりで設問をつくっていったということです。アンケートが先月までに終わり、今、集計していただいているので、その結果がこの会議でも披露されるかと思います。先生方へのアンケートも実施すると聞いていますので、次回まとめてその調査結果も披露されるのではないかと思います。ここまでで御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。

森田委員：アンケートのことでお伺いします。アンケートの結果については第2回で御紹介いただけるのを楽しみにしています。アンケートが出た時に、例えば、達成されたことを図る指標も一緒に提示されるのでしょうか。

学び推進課長：指標などは特に決めていません。御意見をいただきましたので、検討させていただきます。

委員長：他にいかがでしょうか。

和泉委員：スケジュールに関してです。最後、いつまでというのは決まっていますか。というのは、もう少し議論した方が良いのではないかなった場合、どこまでには必ず終わらせなければいけないというものがあると良いと思いました。

事務局：スケジュールでみると、第5回目の会議の内容をもう少し延ばせないかというようなお話でしょうか。パブリック・コメントを実施するにも

庁内での手続きがありますのでまずは8月頃までに素案をまとめられればと考えています。

委員長：よろしいでしょうか。

和泉委員：今おっしゃったように、パブリック・コメントの実施を反映させると、どうなるのかなという思いがあります。もしかしたら9月から12月の間が意見集約の状況なのかと懸念しました。

委員長：ありがとうございます。いずれにしても令和7年度で第3期の計画期間は切れますので、4月からは空白期間をつくらないという意味では、3月末までには何が何でも出来上がっていないといけません。第2回の次回から早速、骨子案も出てきます。そもそもその前の第3期のものもございますので、ある程度どの方向性でいくのかということについては次回から早速議論してまいりたいと思っています。そして少しずつ詰めて、第3回からは素案ということになってきますので、徐々に詰めていければと思っています。もう少し自由にグランドデザインから考えていくということだと、前半の方で時間をかけたいと思います。その辺りについては進めながら、事務局と一緒に考えていきたいと思いますので、御協力いただければと思います。

その他、いかがでしょうか。教育大綱の中身はありましたが、教育振興基本計画とはそもそもどのようなものかということはこの後で出ますので、そこでもう一度前に戻ってもよろしいかと思います。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

(2) 教育振興基本計画の策定にあたって

委員長：それでは、続いて(2) 教育振興基本計画の策定にあたって、について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（資料5～7に沿って説明）

委員長：ありがとうございました。確認しながら御意見を承っていきたいと思います。説明がありましたように、資料5は出来上がっているように見えますが、これからのものをデザイン的にも先回りしてつくっているということですので、これで確定しているということではありません。ただ内

容としては第3期と同じようなものがありますので、それを踏襲していくものと思います。先ほどの話とつながりますが、資料5の3ページにある⑤の中では、私どもが今回、策定する教育振興基本計画がこのような位置付けにあるということです。その上にある5つのものは、つくば市あるいは県、それから国で別のものがあるというようにお考えいただければと思います。先ほどの議論に飛びますが、資料2に書いてあったと思いますが、教育基本法第17条で、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について、基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」ということで、その前の教育基本法で書かれている「人格の完成を目指し」云々というところを、より具体化しなさいということがこの法令で書かれているという、そのような位置付けです。かなり具体的なものになっていくということで考えていただければと思います。そういう位置付けで、国の教育振興基本計画が資料6、県の計画が資料7となります。資料6は、ガイドラインとしては分かりやすくなっていると思います。後ろのページのQRコードを読み取っていただくと分かりますが、元のは字ばかりで80ページくらいのもので、このような分かりやすいデザインにはなっていません。特に、資料6の4ページは、16の目標があり、それから基本施策があり、それから指標があるという、ここまでかなり踏み込んだ形でやりましょうといったことが国としても言われています。例えば、目標1の「確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」は一般的な話ですが、指標で言うと「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加」、「大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設(PBLの実施)を行う大学の割合の増加【新規】」、それから目標3の指標では「毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加」、「1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】」など、かなり分かりやすいのですが、ここまで書くのかといった感じで具体的に国の教育振興基本計画としては突っ込んでいます。ということは、これを具体的にどうするのかという話になり、予算、施策、そしてそれができたかできなかったかの評価をするということになります。全国調査でこのような中身も入ってくるという感じになります。それをつくば市としてどのようなものを立てるか、この通りのつくりになるかは別ですが、趣旨としては国が考えている教育振興基本計画の中身はこのようなも

のだということです。私どもの目指す大きな方向性としても、ここまで考えていかなければならないという位置付けになっています。もう1つの点、検評価のことも8ページの1番上に「教育振興基本計画での分類」、「基本目標」、「基本方針」とあり、それは先ほどの部分を使い、それに対応して何をしているのかという形で、つくば市の場合はつくってくださいしています。それを7ページにあるように「拡大」、「継続」、「縮小」などの形で、今回もつくってもらっています。位置付けとしてはそのようになっています。分かりにくい点もあるかと思いますが、御質問、御意見等承りたいと思います。

次回以降もこのようなものは適宜使い、参照しながら議論を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、もう少し時間がありますので、先ほど申しましたように今日は初回ということもありますので、全体を通しての質問や意見、それから資料以外のことでも教育における状況等も踏まえ、教育振興基本計画に反映していきたいことや、それぞれの委員の皆さまのお考え、状況等をお聞かせいただくということで、残りの時間を進めていきたいと思います。

正保委員：まだ頭の中が情報で一杯になり整理できていないところです。直接関係ないかもしれませんが、しばらく前に、昨年度の学校基本調査の結果が出まして、不登校が全国で30万人でしたが前年度から4万人増えているという報道がありました。茨城県は前年度、全国で最悪というデータがあったのですが、昨年度は全国の中で珍しく減少に転じていたというデータがありました。つくば市はどういう状況なのか、今この場で、ざっくりで結構ですので教えてください。

事務局：昨年度調査で、本市でも若干の減少が見られました。何人かというはっきりとした数値は今持ち合わせておりませんが、減少という結果になりました。

正保委員：原因が何かということはまだ掴んでいらっしゃらないのですか。

事務局：原因までは調査できておりませんが、本市の取組としては、全校への校内フリースクールの設置を進めてきました。昨年度も中学校、義務教育学校に設置しまして、そこに通い始めている不登校の子供もある程度いらっしゃいます。フリースクールを活用いただいた場合は、不登校の日数

にはカウントしないということもありますので、その辺りも減少の一因となっているかと思います。

正保委員：ありがとうございます。今日、つくば市内にある茎崎高校で授業してまいりまして、実は今は抜けてきているのですが、この後また戻って夜の部の授業をします。生徒はつくば市立の学校を卒業した子供たちがたくさん来ています。不登校は発達障害のお子さんが多く、いろいろな教育のしわ寄せがきている子供たちということになる訳ですが、このような教育大綱や教育振興基本計画が上手く機能していけば、そのような子供たちも減っていくと思います。今どのような問題があって、何のためにこの計画を立てて、その結果どのようなことを目指すのかということが見えてくると良いと思いながらお話を伺っていました。色々とお話を伺いながら私も考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

委員長：今のお話ですと、第3期の計画では28、29 ページ辺りの施策のつくりの中で、「いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子供への支援体制の充実」というところになります。右側の29 ページにどのような文言を書き込むかという話になろうかと思います。このようなつくりになるかどうかは別ですけども、前回に倣えば、中身を再検討していくことになろうかと思っています。ありがとうございます。続いてお願いします。

森田委員：私もまさにその部分が1番気になっているところで、資料5の中段に「また、いじめ・不登校など課題を抱える子供たちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化への対応などの課題に対応した施策の展開が求められています。」とあります。ここにわざわざ書き込まれているということは、今後この部分を強くしていくという意思が表れているのだと思います。教育大綱は比較的、そのようなところはあまり強くないのかなと感じた一方で、第3期教育振興基本計画では、基本方針3の施策2に書いているので、このところをどのように詰めていくのか気になりました。さらに、国の教育基本振興計画のどこにあるかと見ると、おそらく目標7になるのではないかと思います。指標に「学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少」とあります。これを見て「割合の減少」というところを目指すのかと驚きました。不勉強なのですが、学校に来られない人がいる中で、サポートすることとは何なのか、ついていくためにサポートするのか、それとも

そのような人たちが不登校ではなくなるようにするのかと考えていたのですが、ここに明確に「割合の減少」と書いてありますし、県の方でもちらほら書いてあることを見ながら、今後、今回の基本計画の中でどう進めていくのかと思いました。

委員長：ありがとうございます。

副委員長：お2人の話を伺っていて、不登校やいじめの問題に対してのつくば市としての1つの方向性かと思うのですが、学校現場を預かる者として、つくば市で校内フリースクールができたのですが、そこに登録している子供はうちの学校は多い方だと思っていて、十数名登録しています。当初、1人の担当者を配置していただきましたが、今年は2人になりました。実際に登録していても毎日通える訳ではないのですが、これほど手厚くやっている市町村は、他の市町村の校長たちと話をする中でもほぼないです。それが全校に配置されています。これは市として第3期の計画に基づいた施策だと思うのですが、かなり力を入れてやっています。この教育振興基本計画の中では、それを何ページにもわたって書かれていないのかもしれないですが、その辺りは本当に充実していると思います。その中で、本校の子供たちの中でも、登校できる割合などではなく、社会的自立を目指すといったところにサポートしていけるような校内体制をつくっていかなければということをやっております。保護者の方にも好印象をいただいております。そんな中でそういったものが第4期でも継続していければというのが現場からの願いです。

大村委員：今、皆さまから不登校やいじめについてのお話がありました。不登校などの原因についてのいろいろな調査を見ても、本校の子供たちの原因を見ても、「原因が自分では分からない」、「何となく」という子供たちが増えています。そこは学校として分析をしても、やはり家庭環境だとか、非認知能力が弱いなど、いろいろなものが複雑に絡み合っているということを感じております。つくば市としてやってくださっている校内フリースクールでは登校することが最終的な目的ではないのですが、不登校の子供たちの居場所ということで、本校でも昨年度まで不登校でほとんど全欠だった子供たちが校内フリースクールに来始めています。つくば市の方で入らせてくださっている支援員2名の方の働きかけ、そして担任、学校、全部

が連携して子供たちを支えているということが今年度できておりますので、何名かが戻ってきています。まだ教室に戻って普通に授業を受けるという形ではないものの、居場所ができ、そして保護者ともつながっているということで、学校としても保護者を支えられるという点でもプラスに転じているのではないかと感じています。また、不登校でいろいろな問題を抱えているというお話をしましたが、やはり家庭の環境に大きな問題を持っている子供もおります。そのような子供にはつくば市のこども未来センターへ相談するとすぐに動いていただけます。虐待案件等も絡んでいるのですが、そのようなところでもすぐに動いていただけて、そして学校との共通理解を図れるということで、何名かがそこで救われております。第3期の教育振興基本計画にもあったものですが、第4期の方でもそのあたりを継続してやっていっていただけたらと思います。学校の授業で主体的に子供たちがわくわく学びたいと思うようなアプローチができるということが学校に子供を戻すことにもなりますし、将来、豊かな幸せな人生を送る子供たちにもなると思いますので、第3期からやっている「教えから学びへ、管理から自己決定へ、非認知能力の再認識へ」その辺りを重点的に、本校でも1つ1つ、つくば市の方針を受けて授業などを行っているのですが、そこを重点的にやっていけるような学校や教師を育てていけるような基本計画になると良いと思っています。

委員長：ありがとうございました。

富田委員：私は小中学校を退職して幼稚園に勤務しているのですが、つくば市の方向性や幼稚園の現状を振り返ってみると、つくば市では3つ、「教えから学びへ、管理から自己決定へ、非認知能力の再認識へ」ということに力を入れています。私は幼稚園に勤務して非常に良かったとっていて、この3つを実現しているのが幼稚園の保育です。学校はその時間に教えなければならないことがあります、幼稚園は子供の発想やひらめき、疑問などからそれをどう広げていくか環境設定をしていき、さらに遊びを通して主体性や非認知能力を育んでいます。先ほどわくわくした授業というお話がありましたが、まさに幼稚園はわくわくした毎日で、それが小学校との架け橋プログラムということで、子供をギャップなく小学校に送っていくという取組をしています。その辺がもう少し上手いけば良いと個人的には思っていて、この幼稚園のわくわく感を小学校でさらに広げていけるよう、そしてそれが中学校に広がっていくような、そんな学びにつなが

っていくと良いと感じています。つくば市の教育振興基本計画をつくっていく上で、3ページに計画の位置付けがあります。このつくば市の教育振興基本計画は、国と茨城県の教育プランを受けてつくっていくとなっているのですが、これを見ると、国は令和5年から令和9年まで、茨城県は令和4年から令和7年まで、そして今つくろうとしているのが令和8年からのものです。国や県の方針をしっかりと受けたものにするために、国や県がやろうとしていることが、情報として入ってきたらより良いものができるのではないかと思います。

委員長：幼児教育のこともこの教育振興基本計画の守備範囲になりますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。おっしゃったことは、適宜情報等を集めながらまた御紹介できればと思っております。

和泉委員：第3期を策定していたのはコロナ禍の最中ですよ。令和元年12月から委員会を重ねて、今令和6年です。このコロナ禍の前後で変化したことはとても大きいという実感があります。その変化したことの1つに不登校が増えていることや、社会情勢も経済状況が悪化しており、そうすると貧困格差が拡大しているとか。そのように社会が激変している中で、変化を捉えながら策定するに当たり、第3期の計画を参考にしつつも参考にしてはいけないのではないかなという思いでいます。第4期の計画は令和12年度までなので、そこまでの見通しを持てるかどうかだと思います。この過去5年で変化したこととして、「こども家庭庁」の設置が非常に大きいと思っています。スケジュールの説明でそこが気になったのですが、教育を受ける側が一体どのような思いで受けているのか、この計画に対してどう感じるのか、パブリック・コメントでは成人の意見は拾えると思うのですが、学校教育を受ける子供たちはどうなのかということを私たちは理解することが大事だと思います。

委員長：ありがとうございました。この計画は最終的には教育委員会に諮らなければなりませんので、責任は重いかと思いますが、よろしくお願いいたします。

正保委員：和泉委員のおっしゃられたこども家庭庁について、情報として申し上げておきます。県の福祉部の方から、子供アドボカーションについてということで、「こどもの意見表明」について、今、茨城県の公認心理士協

会と連携して、それをどのように進めるかという話が県庁の方で動いているところです。まだ動き始めたところで具体像をつくるところまで至っていないのですが、そのアドボケーションの活動を通じて、子供たちの意見を聴取し、それを施策に生かしていくという活動が始まったところです。

委員長：ありがとうございます。また新しい情報も教えていただければと思います。

肥後委員：まず、このような資料を初めて見させていただきました。非常によく考えていただいていると思います。今日の会議について、完全に理解していないかもしれませんが、とても素晴らしいことが書かれていると思います。ありがとうございます。その中で感じたことですが、研究者として、最近感じるのはAI技術が発展しているところがあります。例えば、英語の能力があまりなくてもAIに任せてしまえば英語になってしまいます。元の日本語はちゃんと書かないといけないので日本語能力は必要ですが、英語能力自体はそれほど必要なくなり、すごい変化が起きていると感じます。調べごとにもAIやChat GPTがすぐに答えてくれます。ただ、AIやChat GPTも嘘をついたりします。個人的に思ったのは、AIとの付き合い方について、何か入れられると良いかと思います。新しい視点としてそういったことも必要かと思いました。

委員長：ありがとうございます。42ページ以降の基本方針6がICTということで、それもこの4、5年でがらっと変わってきていますから、ここは全面的に取り入れなければならないと思います。

西村委員：私は共働きをしています。子供が小さく、一番心配に思うのは、学校の防犯面についてです。今は保育園なので7時まで預かってくださるのでありがたいですが、小学校に上がった時に、どうやって夫とお迎えをしていくのか、登下校では大きな道路を渡るのでそのようなところが心配です。資料を拝見すると、しっかりと登下校のところまで考えてくださっており、とても安心しました。また、うちは私立の保育園にいかせております。衛生面などがどうしても気になってしまうので、親としては綺麗なところに行ってほしいという思いがあります。保育園は自分で選べるので、施設も綺麗で、教育面でも信頼できるところを選びましたが、小学校はどうしても学区で行く学校が決まってしまうので。私は大穂の方に住んでお

りまして、大曽根小学校にいくことが決まっていますが、この資料を拝見したら、令和5年にエアコンを設置してくださっていることが分かりましたのでごく安心しました。古くからある地域の学校は見捨てられているのではないかと勝手に心配していたのですが、しっかりと考えていただけていると思いました。

委員長：ありがとうございます。そういった環境面のこともこの中に入ってきておりますので、御意見を頂戴できればと思います。

中郡委員：実際に子供や先生方と関わることは、自分が学校を卒業してから何年も経っているのであまりなかったのですが、今の時代を生きる子供たちのために、良い環境になるようにいろいろ勉強させていただいて、次回から積極的に活動できたらと思います。

委員長：ありがとうございます。市が一般市民の方に情報提供し、それがどの程度伝わっているのかということも含めて、新しい視点で御意見を頂戴できればと思います。

副委員長：つくば市の教育は、他の市町村から見ると、不易と流行という言葉がありますが、常に流行をいっているのかなと思っています。流行という言葉はいろいろな捉え方があると思います。目先の流行なのか、今、変化が激しい時代に突入しているところですが、その流れを取った流行なのか、その辺りをしっかり見据えて、2030年までということを考えながら、不易の部分とその先を見据えた流行を鑑みながら計画を立てていかなければならないのではと、改めて皆さんの意見を聞きながら感じました。計画を預かる者としての意見は出していければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございます。一通り、御意見、御質問等を頂戴しましたが、全体を通して他に何かございませんか。事務局からもよろしいですか。それでは、次回以降、またこのような形で進めていきたいと思いますので、どうぞ忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

本日の議事については、以上となります。円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございます。それでは、事務局の方にお返しいたします。

6 閉会

事務局：樋口委員長、ありがとうございました。また、委員の皆さま、長時間にわたりありがとうございました。本日の会議は以上となります。なお、次回の会議は2月頃を予定しております。

それでは、以上をもちまして、第1回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

第1回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和6年（2024年）12月19日（木）

午後3時から

場 所：つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1

1 開 会

2 委嘱通知書交付

3 教育長あいさつ

4 委員長及び副委員長の選出

5 議事

- (1) 教育振興基本計画策定委員会の概要及び今後のスケジュールについて
- (2) 教育振興基本計画の策定にあたって

6 閉 会

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市PTA連絡協議会会長	森田 修司	
4	(3) 学校長	谷田部東中学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	荃崎幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

第 1 回第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会

配布資料一覧

資料番号	資料名
—	委嘱通知書
—	次第・委員名簿
—	つくば市教育大綱
—	第 3 期つくば市教育振興基本計画
—	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和 5 年度実績）
資料 1	第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項
資料 2	教育基本法（抜粋）
資料 3	第 4 期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール（案）
資料 4	令和 6 年度「幸せな学校づくりに向けたアンケート」の実施について
資料 5	教育振興基本計画の策定にあたって
資料 6	第 4 期教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
資料 7	いばらき教育プラン（茨城県教育振興基本計画）

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第4期つくば市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画策定に関し、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が選任した者 10 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 学校長
- (4) 幼稚園長
- (5) 教育委員
- (6) 市民
- (7) その他教育長が必要と認める者

(委嘱期間)

第4条 委嘱期間は、基本計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、構成員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和6年12月19日から施行する。

○教育基本法

平成18年12月22日（法律第120号）

第1条—第16条 （略）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第18条 （略）

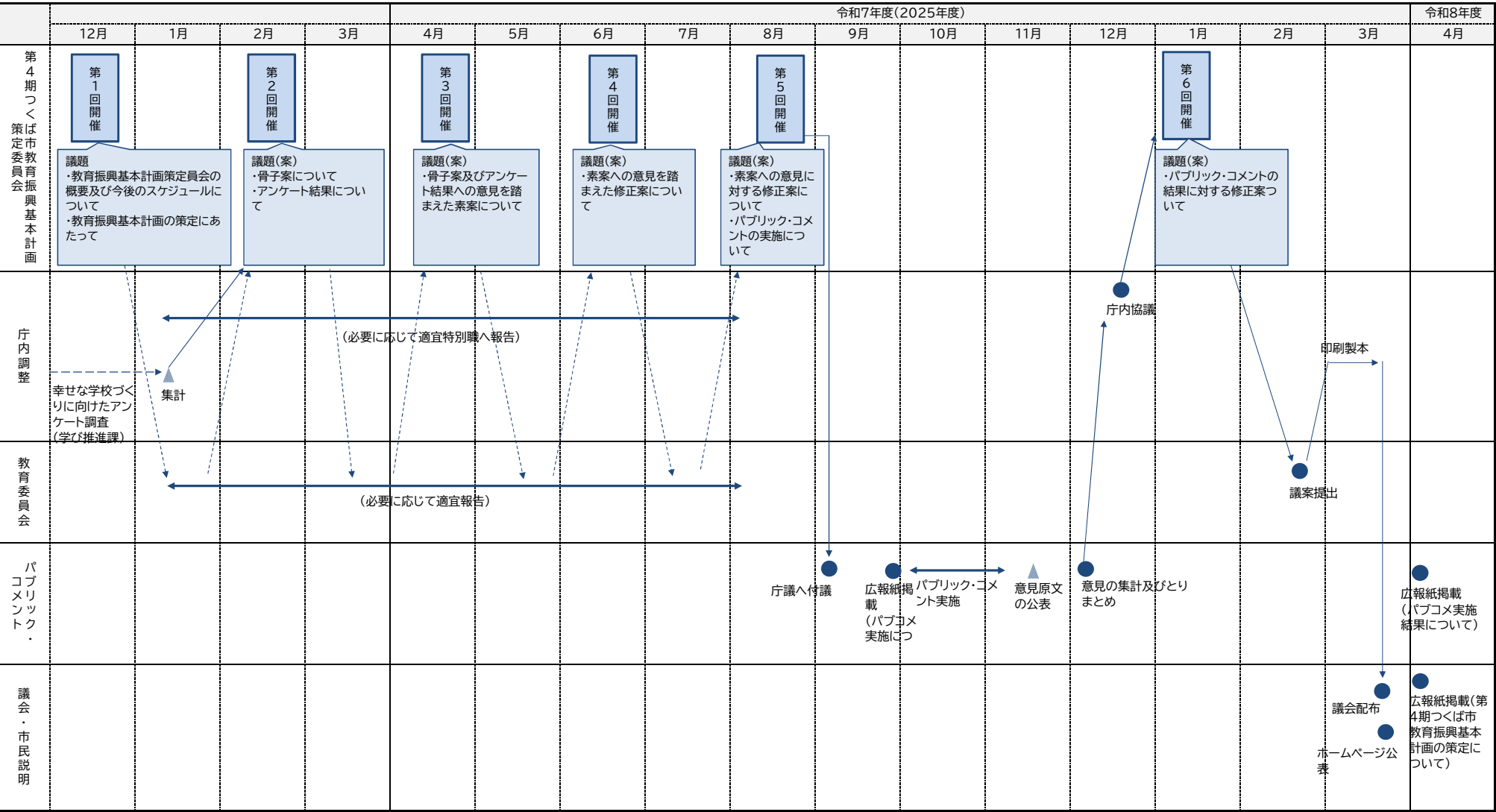
附則 （略）

第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール(案)

資料3

令和6年11月22日更新

教育局教育総務課



令和 6 年（2024 年）10 月 29 日

市内各学校長 様

つくば市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和 6 年度「幸せな学校づくりに向けたアンケート」の実施について

つくば市では、変化の激しい社会において教育の羅針盤となる「つくば市教育大綱」を令和 2 年（2020 年）3 月に策定いたしました。策定から 5 年目を迎えるにあたり、その目標と理念の実現度を把握するため、標記アンケートを実施することといたしました。

本アンケートは、外部有識者を交えた「つくば市教育評価懇談会」協力のもと作成しております。昨年度まで実施した「教えから学び」アンケートに代わり、本年度から 5 年間にわたり児童生徒の変容を捉えるアンケートとして予定しています。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 実施期間

令和 6 年 10 月 29 日（火）～令和 6 年 11 月 14 日（木）

2 対 象 者

4 年生から 9 年生までのすべての児童生徒

※校内フリースクールに通う児童生徒や外国籍の児童生徒等については、個々の状況に応じて可能な限り実施願います。

3 掲載場所

「教育局ライブラリ → 39 教えから学びへ → R6 アンケート内」

※各校で Forms の複製は必要ありません。上記リンクを児童生徒に配信してください。

4 回答結果の送付・活用

- ・児童生徒からのアンケートを回収した後、教育局で分析を行い、学校及び教職員への支援のあり方を見直していきます。
- ・教育局で集計した結果は各校に送付します。（回答後 1 か月程度）学校の現状や課題把握のための客観的な指標の一つとして教員全体で確認いただき、本年度及び次年度以降のよりよい学校づくりのために御活用ください。

5 実施上の留意点

- ・1 人 1 台端末を活用した Web アンケート方式にて実施願います。
- ・アンケート開始前に、実施背景や目的を担当教員から簡潔に伝えてください。
（[別紙 1]を参照 ※配付の必要はありません）
- ・一定の回答の時間（15 分程度）を確保の上で、原則として一斉に実施願います。
- ・質問内容の詳細につきましては、[別紙 2]を御参照ください。
- ・回答結果は、学び推進課に直接送られます。また、本アンケートの結果は児童生徒の成績評価や、教職員の人事評価には活用しません。

【問合せ先】

つくば市教育局学び推進課
主任指導主事 永岡 範之
指導主事 宮本 聡
電話 883-1111(内線 4710)

[別紙 1] アンケート実施の背景について



つくば市教育委員会教育長 森田 充

つくば市では、みなさん一人一人の個性を輝かせ、幸せな学校生活を送りながら、9年間の教育の中で持続可能な社会の実現に向けて行動できる力を獲得し、将来においても幸せな人生を送ることができるようになってほしいと願っています。

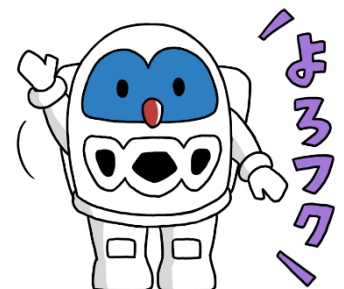
そのために、これからの変化の激しい社会において、教育に関わる全ての人にとって、教育の羅針盤となるような「つくば市教育大綱」を、令和2年(2020年)3月に策定しました。そこでは、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標に掲げるとともに、つくばの教育が目指す考え方の転換を図るための理念が示されています。

その策定から5年となる本年度、「つくば市教育大綱」の目標と理念が、どの程度理解され、実行されているかを測るために、アンケート調査を行うことにしました。アンケート調査の対象は4年生から9年生です。

回答の結果は、みなさんの成績評価に活用されることはなく、Web上にて学校を通さずにつくば市教育委員会に直接送られます。学校生活に関するアンケートの質問に、素直な気持ちで答え、みなさんの本音をぜひ届けてください。

つくば市では、その結果を把握、分析し、児童生徒のみなさんにとって、よりよい学校生活が送れるよう、改善に生かしてまいります。児童生徒のみなさん、回答のご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年(2024年)10月



大分類	中分類	小分類	番号	質問項目
幸せな学校づくりに向けたアンケート： 児童・生徒のみなさんへ 回答の結果は、みなさんの成績評価に活用されることはなく、学校を通さずにつくば市教育委員会に直接送られます。 素直な気持ちで答え、みなさんの本音をぜひ届けてください。				
はじめに、あなたについて教えてください(1/3)				
	基本情報			・学校名 ・学年 ・クラス ・性別 ・家庭で使用する言語
次に、あなたの学校生活について教えてください(2/3)				
学校教育の成果の実感	学校生活の充実感	以下の内容は、あなたにどれくらいあてはまりますか？もっともあてはまるものを選んでください (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)		
		1	学校が楽しい	
		学校生活の中にある以下の時間について、もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (楽しい、どちらかといえば楽しい、どちらかといえば楽しくない、楽しくない あてはまらない)		
		2	・授業の時間 ・児童・生徒会活動(委員会活動など) ・休み時間 ・クラブ活動や部活動 ・給食の時間 ・学校行事(運動会、文化祭、音楽会など) ・友だちと一緒に過ごす時間 ・先生とお話する時間	
		3	あなたにとって学校生活がよりよくなるための考えや提案があれば教えてください(自由記述)	
学校教育の経験(学習・学校体験)	授業の充実感	学校の授業では、以下の文のように感じるものが、どれくらいありますか。もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)		
		4	授業では、夢中になって学んでいる時間がある	
		5	学校の授業を通して学ぶ楽しさを感じている	
		6	できるようになった、わかったと思える授業が多い	
	個別最適な学びと協働的な学びの往還(主体的・対話的で深い学び)	学校の授業では、以下の文のようなことが、どれくらいありますか。もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (よくある ときどきある あまりない まったくない)		
		本物の学び	7	授業では自分の生活に結びつけて考えようとしている
			8	授業で学んだことを、生活の中でいかそうとしている
		探求的な学び(問いから始める学び)	9	学校の授業では新たな発見や気づきがある
			10	授業では「なぜ」「どうして」「どうやって」という気持ちをもって学んでいる
			11	授業では、試したり考えたり(試行錯誤)を繰り返しながら、課題の解決に取り組んでいる
			12	つくばスタイル科では、自分が感じた疑問などを解決する学びの機会がある
		個別の学び	13	授業では、学習の方法やペースを自分で選びながら学んでいる
		協働の学び	14	授業では、自分が必要な時に、仲間と協力しながら学んでいる
			15	授業では、いろいろな人と学ぶことで、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている
	子どもが自己決定できる学校環境	学校生活の中であなたが感じていることについて、もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)		
		安心できる学校環境	16	学校には、自分の気持ちを分かろうとしてくれる仲間がいる
			17	学校には、自分の気持ちを分かろうとしてくれる先生や大人がいる
			18	学校には、安心できる居場所がある
		学校生活では、以下のように感じるものが、どれくらいありますか。もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)		
		民主的な学校環境	19	自分の考えや意見を伝えやすい学年・学級だと思う
			20	あなたの考えや意見が大事にされていると感じる
			21	学級や学校をよりよくするために、一人一人の意見や考えを大切にしながら、みんなで話し合っている
22	みんなのがんばりや挑戦を応援している学級・学年だと思う			
最後に、ふだんのあなたについて教えてください (3/3)				
学びに向かう力・人間性(資質)	幸せに向かうために育んでほしい非認知能力	以下の文の内容について、もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)		
		自己調整力	23	日々がんばれるような、自分なりの目標を持っている
			24	目標に向かって、自分を振り返りながら進めている
			25	分からないことや、できないことがあったとき、なんとかしようと思う
			26	どんな学び方や進め方が自分には合うのかが分かっている
		ふだんのあなたの気持ちや行動について教えてください。以下の文の内容について、もっともあてはまるものを1つずつ選んでください。 (あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない)		
		自己受容感	27	自分には、「よい」と思えるところがある
			28	自分を大切に思っている
		他者への受容感	29	自分とは違う考えや気持ちをもっている人の話でも、最初から否定しないで聞くことができる
		自己効力感	30	たいいていのことには、「自分はきっとできる」と思っており取り組んでいる
			31	自分は、失敗したとしても、その経験を次に生かそうという思いがある
			32	挑戦しようとする気持ちをもって、様々なことに取り組んでいる
			33	学校で困ったことがあったとき、誰かに助けを求めることができる
		自己実現	34	将来の夢や希望をもっている(あんな人になりたい、こんなことがしたい、こんな仕事につきたい など)
社会貢献意識	35	地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う		

教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和3年（2021年）3月に、令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とした「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定し、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」を基本理念に掲げ、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

また、いじめ・不登校など課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化への対応などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和7年度（2025年度）で「第3期つくば市教育振興基本計画」の期間が終了することから、国及び茨城県のエ育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取り組み状況や課題等を踏まえ、令和8年度（2026年度）以降の5年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

2 国の動向

第4期教育振興基本計画の閣議決定

(令和5年(2023年)6月16日 閣議決定)

令和5年(2023年)6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 県の動向

茨城県では、令和元年(2019年)8月に、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって茨城県教育大綱としています。

また、令和4年(2022年)3月に、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プランとして位置付けています。

4 市の動向

つくば市では、令和2年(2020年)3月に、つくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定しました。

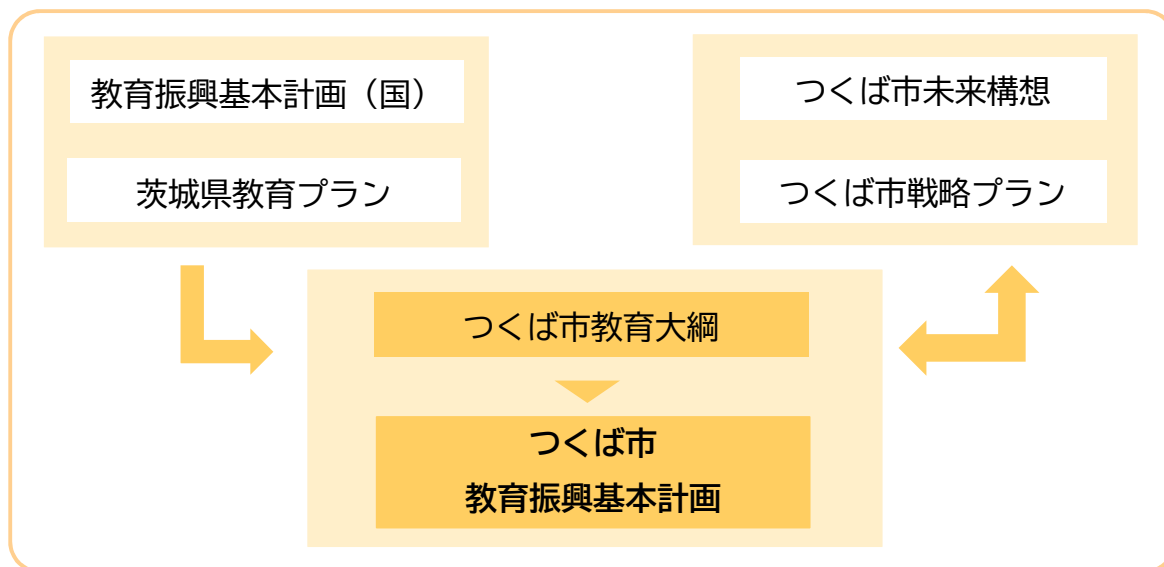
教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、つくばで目指す考え方の転換として以下の3つの柱を掲げています。

- ・「教え」から「学び」へ
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ
- ・「管理」から「自己決定」へ
受動から能動へ
- ・「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ
知識偏重の教育から全人教育へ

5 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）6月16日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画は、つくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第3期つくば市戦略プラン」及び令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



6 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
つくば市 未来構想	未来構想								次期 戦略プラン
	第2期戦略プラン		第3期戦略プラン						
教育大綱	つくば市教育大綱								
教育振興 基本計画	前期計画			第4期つくば市教育振興基本計画					

持続可能な
社会の創り手の
育成

第4期

令和5年度～令和9年度

教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定

日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上



めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の 教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

将来の予測が
困難な、
VUCA※の
時代



少子化、
人口減少、
高齢化



地球規模
課題



低い労働生産性、
学ばない社会人



国や社会に
対する
意識の低下



等

※ 「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！



2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する
能力や状態に基づく
ウェルビーイング
(獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に
基づくウェルビーイング
(協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

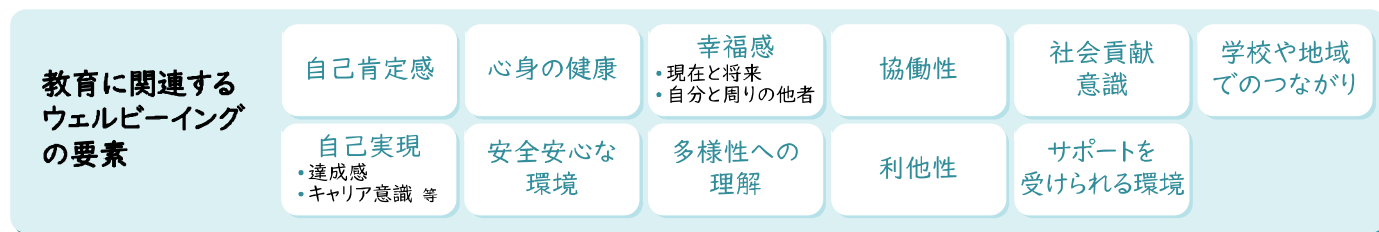
両者を調和ある形で一体的に
向上させていくことが重要



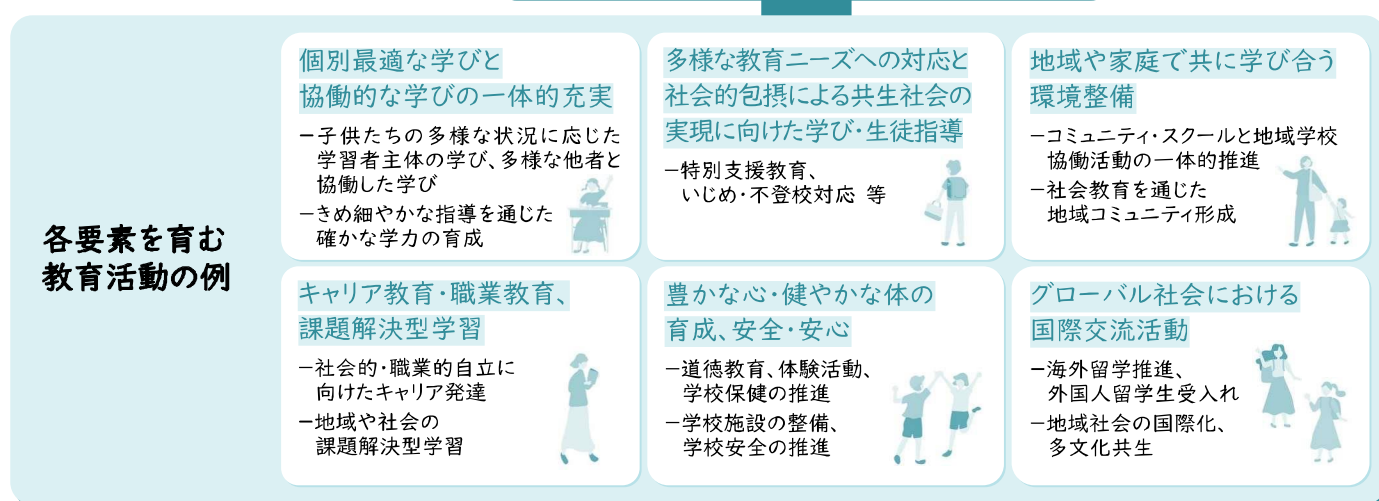
教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

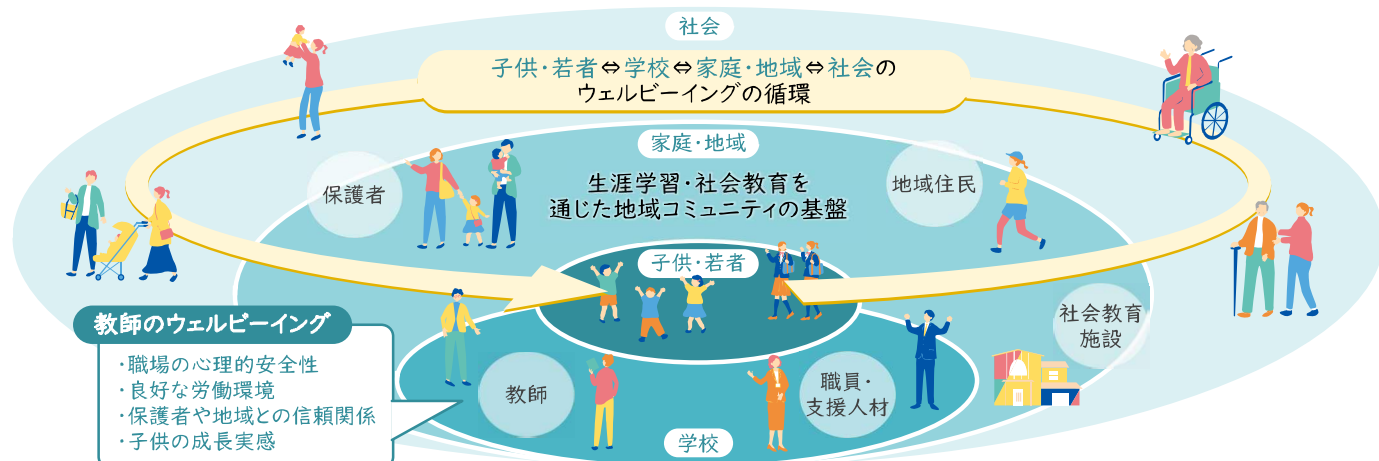


主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

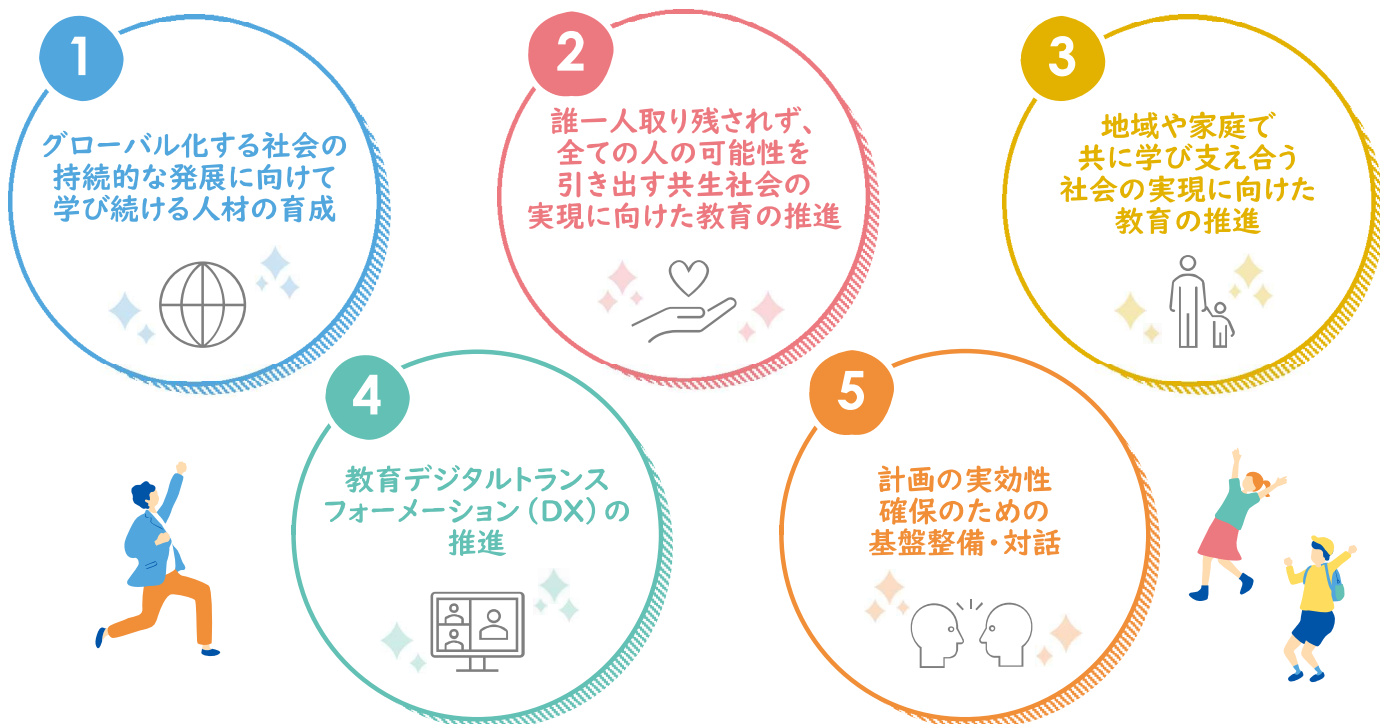
子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック！



5つの基本的な方針



16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

基本施策

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・ キャリア教育・職業教育の充実
- ・ 学修者本位の教育の推進

指標

- ・ 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
- ・ 大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設 (PBLの実施) を行う大学の割合の増加【新規】

目標 2 豊かな心の育成

基本施策

- ・ いじめ等への対応、人権教育の推進
- ・ 体験活動・交流活動の充実

指標

- ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】
- ・ 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

基本施策

- ・ 学校保健、学校給食・食育の充実
- ・ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

指標

- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- ・ 1週間の総運動時間 (体育授業を除く。) が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標 4 グローバル社会における人材育成

基本施策

- ・ 日本人学生・生徒の海外留学の推進
- ・ 外国語教育の充実
- ・ 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

指標

- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
- ・ 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先 (国内進学者を除く) 6割を目指す【新規】



基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】



基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加



基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐって課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

11 教育DXの推進・デジタル人材の育成



基本施策

- ・ I人I台端末の活用
- ・ 校務DXの推進
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・ デジタル人材育成の推進（高等教育）

指標

- ・ 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ・ ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



基本施策

- ・ 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・ ICT環境の充実
- ・ 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ・ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- ・ 教師の在校等時間の短縮【新規】
- ・ I人I台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



基本施策

- ・ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- ・ へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- ・ 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・ 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・ 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・ 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- ・ NPOとの連携
- ・ 関係省庁との連携
- ・ 企業等との連携

指標

- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- ・ 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



基本施策

- ・ 学校施設の整備
- ・ 学校安全の推進
- ・ 私立学校の教育研究基盤の整備

指標

- ・ 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・ 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



基本施策

- ・ 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

指標

- ・ 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】



今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

● 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成

● 教育投資の在り方

- ・「未来への投資」としての教育投資の意義
- ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・国民の理解醸成及び寄附等の促進



策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性
⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話
⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し
⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施
⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手にとってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください！



いばらき教育プラン (茨城県教育振興基本計画)

令和 4 年 3 月
茨城県教育委員会

1 いばらき教育プランの位置付け

このいばらき教育プランは、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

2 いばらき教育プランの内容

茨城県総合計画は、県政運営の指針であり、その教育に関する部分は、本県の教育に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、茨城県総合計画の教育に関する部分をもっていばらき教育プランに代えることとします。

3 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）まで（4年間）

4 その他

この計画の策定に伴い、現行計画の計画期間を令和3年度（2021年度）までとします。

III 「新しい人財育成」 茨城県の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。

※計画期間：令和4～7年度

＜政策から描かれる茨城県の近い未来の姿＞

- ◆ 時代の変化に対応し、ニーズを捉えた魅力的な教育を提供する環境が整い、グローバル社会で活躍する「人財」や、地域社会を支える「人財」が育っていきます。
- ◆ 子育ての各ステージにおける切れ目のない支援により、待機児童・子どもの貧困問題等の解消が進み、安心して子供を産み育てやすい県になっていきます。
- ◆ 生活様式や価値観が多様化するなかでも、一人ひとりが能力を十分に発揮できるダイバーシティ社会が実現し、魅力的なライフスタイルを送る県民が増えていきます。

政策11 次世代を担う「人財」

変化の激しい時代を生き抜くため、リスクに積極的に挑戦し、自分の夢を実現したり、地域課題を発見・解決できる「人財」を育成します。

- (1) 「知・徳・体」
バランスのとれた教育の推進
・保幼小中高の円滑な接続、食育、健康教育、ICT活用、外部人材活用、情報モラル教育
- (2) 新しい時代に求められる能力の育成
・英会話学習、国際理解教育、プログラミング教育、理数教育、アントレプレナーシップ育成、キャリア教育、STEAM教育
- (3) 地域力を高める人財育成
・郷土教育、福祉教育、地域活動

政策12 魅力ある教育環境

少人数教育や中高一貫教育などの充実を図り、社会の変化や地域のニーズに対応した「魅力と特色ある学校づくり」を推進します。

- (1) 時代の変化に対応した学校づくり
・ICT活用指導力、少人数教育、中高一貫教育、大学誘致、大学との連携、教員の働き方改革、コミュニティ・スクール
- (2) 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり
・非行防止、立ち直り支援、不登校・引きこもり・いじめ等に対する未然防止、就学前教育・家庭教育の推進、放課後活動の充実、誰もが教育を受けられる支援の充実、インクルーシブ教育

政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県

若い世代のニーズに合わせた結婚支援の強化や、多様な幼児教育・保育ニーズへの対応、困難を抱える子どもへの支援の充実など、安心して出産、子育てできる社会をつくります。

- (1) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり
・結婚や出産に係る不安の解消
- (2) 安心して子どもを育てられる社会づくり
・待機児童ゼロの水準を維持、幼児教育・保育人材の確保、放課後児童支援員の確保
- (3) 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援
・相談体制の充実、早期発見・安全確保、社会的養育、教育支援・生活支援、就労支援・経済的支援、ヤングケアラー支援

政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

人生100年時代の到来に向け、ライフスタイルや価値観が多様化するなか、県民がそれぞれの生涯学習や文化活動、スポーツや余暇を楽しむ機会や環境をつくります。

- (1) 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術
・生涯学習、リカレント教育、文化芸術活動、県立美術館等
- (2) スポーツの振興と遊びある生活スタイル
・本県選手の発掘・育成・強化、総合型地域スポーツクラブ等、県営体育施設

政策15 自分らしく輝ける社会

性別・人種・価値観等の多様性を認め合い、固定的役割分担意識にとらわれず、誰もが自らが望む働き方を選択し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくります。

- (1) 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり
・ダイバーシティ社会、帰国・外国人児童生徒への適応支援、人権教育、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期解決
- (2) 女性が輝く社会の実現
・男女共同参画社会
- (3) 働きがいを実感できる環境の実現
・ワーク・ライフ・バランス

I 「新しい豊かさ」

政策1 質の高い雇用の創出

- (3) 産業を支える人材の育成・確保
・産業技術短期大学校、産業技術専門学院、産学官連携プログラム(高度IT人材育成)、理工系分野への進学を促す機会提供(科学の甲子園茨城大会の開催等)

政策2 新産業育成と中小企業等の成長

- (1) 先端技術を取り入れた新産業の育成と新しい産業集積づくり
・J-PARC、eスポーツ
- (2) 活力ある中小企業小規模事業者の育成
・伝統的工芸品

政策4 ビジット茨城 ～新観光創生～

- (1) 稼げる観光地域の創出
・本県の文化を学べる体験、自然体験

政策5 自然環境の保全・再生

- (2) サステナブルな社会づくり
・環境教育、環境学習

II 「新しい安心安全」

政策6 県民の命を守る 地域保健・医療・福祉

- (1) 医療・福祉人材確保対策
・修学資金貸与制度等により医学部進学等を支援
- (2) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実
・ヤングケアラーへの支援
- (3) 精神保健対策・自殺対策
・正しい知識の普及啓発、相談体制の充実

政策8 障害のある人も暮らしやすい社会

- (1) 障害者の自立と社会参加の促進
・医療的ケア児、文化活動の発表機会の創出
- (2) 障害者の就労機会の拡大
・就労支援体制の充実

政策9 安心して暮らせる社会

- (2) 安心な暮らしの確保
・消費者教育
- (3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり
・安全教育、通学路の安全点検

政策10 災害・危機に強い県づくり

- (1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化
・施設の適切な維持管理・耐震化、学校等での防災訓練
- (2) 原子力安全対策の徹底
・専門家による講義や放射線測定体験等による啓発

IV 「新しい夢・希望」

政策16 魅力度No.1プロジェクト

- (2) 県民総「茨城大好き!」計画
・郷土教育

政策17 世界に飛躍する茨城へ

- (2) 世界に挑戦するベンチャー企業の創出(茨城シリコンバレー構想)
・理工系分野への進学を促す機会提供(科学の甲子園茨城大会の開催等)

政策18 若者を惹きつけるまちづくり

- (1) 若者に魅力ある働く場づくり
・インターンシップ
- (2) 若者を呼び込む茨城づくり
・本県の文化を学べる体験【再掲】、自然体験【再掲】、県営体育施設【再掲】

政策19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- (1) 先端技術の社会実装やデータの活用の加速化
・ICT教育、GIGAスクール構想、産学官連携プログラム(高度IT人材育成)【再掲】

政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち

- (2) 人にやさしい、魅力あるまちづくり
・文化財指定、歴史的建造物

会 議 録

会議の名称		第2回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会		
開催日時		令和7年3月13日(木) 開会 10:00 閉会 12:00		
開催場所		つくば市役所本庁舎2階 防災会議室(2)(3)		
事務局（担当課）				
出席者	委員	樋口委員、永井委員、正保委員、森田委員、大村委員、 富田委員、和泉委員、肥後委員、西村委員、中郡委員		
	事務局	森田教育長、吉沼教育局長、久保田教育局次長、中根統括 監、山岡教育総務課長、飯村教育総務課長補佐、青木教育 総務課長補佐、鈴木教育総務課係長、谷沢教育総務課主 任、小川教育総務課主任、笹本学務課長、大口教育施設課 長、柳町健康教育課長、岡野学び推進課長、永岡学び推進 課係長、中島特別支援教育推進室長、小野教育相談センタ ー所長、岡野総合教育研究所所長、澤頭生涯学習推進課 長、石橋文化財課長、柴原中央図書館長		
	その他	(株)名豊 政策事業部政策2課 大川課長		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について		
会議次第	1 開会 2 議事 第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について 3 閉会			

<審議内容>

1 開会

事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。会議進行を務めます教育総務課の飯村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開

に関する条例に基づき、公開とさせていただきます。

正確な会議録を作成するため、御発言の際、マイクの使用に御協力をお願いいたします。

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項第6条第2項の規定により、半数以上の委員の出席で会議が成立します。本日は全員出席されておりますので、当委員会は成立することをお伝えいたします。

それでは、第2回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

この後の進行は委員長をお願いいたします。

2 議事

第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について

委員長：本日の議事は、「第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について」です。資料は、1「令和6年度幸せな学校づくりに向けたアンケート結果」、2「つくば市教育振興基本計画 課題シート」、3「つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）」の3点です。

資料1「令和6年度幸せな学校づくりに向けたアンケート結果」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（今後の会議の進め方について説明）

（資料1の説明）

委員長：ありがとうございました。

御質問、御意見等があればお願いいたします。

本日の資料はモノクロで配布されていますので、ハイライトの影の色の説明をお願いいたします。

事務局：全体の中で数値が高い部分や低い部分に着色しています。

委員長：右側の棒グラフを見たほうが分かりやすいかもしれません。

高い部分に着目するか、低い部分に着目するかは、視点によると思いますが、全体をみると7、8割で、分布はばらついていると思います。

お気付きの点があればお願いいたします。

森田委員：アンケート調査は初めての実施であり、今後の経時変化をみてい

くという説明がありました。今回は数字だけだということは理解しましたが、例えば、地域差や年代間の差があり、そこに課題を感じるということはあるのでしょうか。

事務局：学び推進課から回答いたします。例えば、「学校が楽しいか」という項目を学年別でみると、「楽しい」と答えた割合が高い学年は6年生と9年生です。他の学年では変わりません。6年生や9年生で高い結果になった要因としては、高学年になることで役割も増え、責任ややりがいのある体験をすることが、学校が楽しいという気持ちにつながっているのではないかと考えています。

森田委員：ありがとうございます。地域や学校、学年間での分析もしていただけるとありがたいと思います。

委員長：他に御意見等はございませんか。

では、先に進みます。資料2の基本目標1について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（資料2の基本目標1について説明）

委員長：ありがとうございました。

資料2の1ページから8ページ、資料3の一番上の枠の中の内容について、御意見や御質問等があればお願いいたします。

富田委員：方針1の施策2の「幼児教育の充実」については、現状の取組と課題で、子供たちが遊び込む中で、学んでいくためのものをつくったり、非認知能力ということで、数値化できないようなことをやり抜いたりする力を養っていくために、幼児期が非常に大切だと思います。そのようなことを公立の幼稚園と保育所では取り組んでいるところです。

ここで書いてある3番目「幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進」の「アプローチカリキュラム」というものは幼稚園の年長児5歳児の後半の6か月間に、また、スタートカリキュラムというものは小学校1年生の大体1か月間に、特別なプログラムを組んで、スムーズに移行できるように実施してきました。ただ、令和4年からは、6か月間や1か月間では短いだろうということで、架け橋プログラムというものができ、よ

り円滑に移行できるように、幼稚園の年長児である5歳児の1年間と小学校1年生の1年間の2年間をかけた取組が始まりました。

2番目の「幼稚園、家庭、地域の連携による教育力の向上」では、情報共有の大切さが書かれていますが、より情報共有していかなければいけないと思っています。理由は、この基本計画等、大元になる教育大綱というものがあまり周知されていないという現状があるからです。現状、つくば市の4歳児、5歳児は2,600人ほどいます。そのうち、公立幼稚園や保育所に通っている子供は4分の1しかいません。75%の子供たちは、私立園に通っています。私立園はその独自性を出すために、発達段階に即さないような、辞書引きをさせていたり、漢字を扱っていたり、英語教育を実施していたりします。自主性というものからかけ離れています。マーチング活動を行い、すばらしい発表を見せたりしているところもあります。そのような独自性を打ち出しているところが多いようです。そのような私立園に、教育大綱や基本計画を知っているかと聞いてみると、実は知らない場合が多いのです。子供の4分の3が通っている私立園に、つくば市の元になっている教育大綱や今から策定しようとしている基本計画が浸透していない、周知されていないということで、果たして幼児教育の充実が図れるのでしょうか。事前に資料を拝見して、そのように感じました。

委員長：ありがとうございます。幼児教育に関して、あるいは保幼小連携に関して、学校現場から、あるいは子育ての観点から、御意見、お気付きの点等があればお願いいたします。

西村委員：私の子供は現在3歳ですが、公立園と私立園をいくつか見学した上で、現在、独自のカリキュラムを組んでいる私立保育園に通っています。お話を聞いていて、おっしゃる通りだと思いました。子供にとっては、小学生になったときに字が書けていた方が良いと思っていましたが、公立園と私立園を見学させていただくと、明確に教育体制が違っていました。公立園では「とにかく生きていけばよい」というような感じで、「何も教えずに、伸び伸びと、園庭に放っておきます」というようなスタンスで、小学生になったときに苦労するという話を先輩の母親から聞いたこともあり、水泳や体操、ピアノ、習字等をちゃんと教えてくれる私立園を選びました。公立園が、「教育をしっかりと行います」ということであれば、もしかしたら公立園を選んだかもしれません。

富田委員：言い訳ではありませんが、公立の教育課程というものがあり、それは全国同じものになります。大学の先生とも話す機会がありますが、4歳、5歳の発達段階に必要なことは何かというと、遊ぶことなのです。公立の教育課程では、先取りした学びということは全くうたっていません。ただ、園庭に放っているだけではなく、その中で例えば、寒い日に氷が張るのを見て色々なことを発想して学んでいくというように、子供の発想から学びを広げていくというスタイルです。それは、私立園のように、教えから学ぶではありません。双方向ではないという点が違います。そのようなことも保護者の方に周知していかないと、よく分かっていただけない部分があると感じています。

委員長：関連した御意見があればお願いいたします。

大村委員：小学校現場から申し上げます。確かに、幼稚園時代にしっかり学んで知識を身につけている子供と、身につけていない子供がいますが、1年生の間につじつまが合う感じです。自分の子育ての経験も踏まえると、幼稚園、保育園時代には思い切り遊ぶことが大切で、体験から得られる学びというものは、大きく育ったときにプラスになると感じます。幼稚園、保育園では、知識を得るよりも、遊びの中から多くの経験をしていくことが、最終的には良いように思います。

和泉委員：私の娘は、公立の保育所と、限りなくフリースタイルな私立の幼稚園に通いました。その経験から意見を述べますと、そもそも日本語という母語すらままならない中で、学校に入るための知識を教え込むよりは、学校に入って学び、知識を蓄えるための足腰づくりとして、全身を使った学びをする生活が大事だと感じます。

また、ここで大事なことは、教育をどのようにとらえるかということだと思います。幼稚園で、例えば、子供に知識を早く吸収してほしいという思いが勝り、文字や英語を教えるということは理解できますし、確かにどんどん吸収していく姿を見てうれしく思う親心もよく分かるのですが、教育とはそのようなものではなく、もう少し広くとらえるべきだと思います。そのように、この振興基本計画を考える必要があると常々思っています。

遊びの重要性については、私から見ると、公立の幼稚園や保育所もまだまだ遊び足りないと感じられ、もっと園庭に放ってもよいのではないかと

思っています。遊びに注力した幼児教育をお願いしたいと思います。

実は、教育大綱でそこにどのように接続するのかという問題提起を受けておりますが、大変難しいことだと思います。私は幼児教育の専門ではないので分かりませんが、義務ではありませんし、どこまで家庭教育に対して踏み込めるのかということは、とても慎重に検討する必要があると思います。

委員長：関連した御意見があればお願いいたします。

肥後委員：私の下の子は公立の保育園に通っていますが、上の子も、私立と公立の両方を見学した結果、公立の保育園に決めました。私立園は施設もきれいで、公立園は古くて私立園ほどきれいではないのですが、それでも公立園を選びました。私立園では確かに色々なことを教えていただけるのですが、公立の保育所では、遊ぶだけではなく、色々なイベントもあり、本当によくしていただけたと感じたからです。

私は非認知能力というものがすごく重要だと思っています。配っていた資料にも、「非認知能力」という言葉が何度か出てきますが、第3期の計画には「非認知能力」という言葉は見当たりませんので、気になりました。「メタ認知」という言葉は出てきますが、それは別の言葉だと思います。

委員長：関連した御意見があればお願いいたします。

大村委員：テーマが幼児教育から変わっていきませんが、基本方針1の課題シートを見ると、つくば市は、「問いから始める学びの充実」ということで、つくばスタイル科等の総合的な学習にも真剣に取り組みながら、課題解決、探究的な学びに力を入れてきたと思っています。

このアンケート結果や統計データを見ると、統計データの上から3つ目「事業や学校生活では友達や周りの人の考えを大切にしてお互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる」という値が、茨城県の値よりも低くなっています。4点目「総合的な学習」についても、茨城県の値や全国の値より低いということで、現場にいる教員としてはショックを受けます。やはり、市としても、ここに力を入れてきているのだと思いますが、そこが課題だと思います。場所がらもあり、つくば市は、科学教育でも環境がよく、外部人材も取り入れやすく、学び推進課のバックアップも大変手厚

いのですが、それにもかかわらず、このような値が出てしまったということで、第4期にもつながる課題なのだと感じました。

委員長：ありがとうございました。

1つ前の御意見に戻りますが、非認知能力に関しては、資料2の2ページ目施策3に載っています。冊子では18ページ、19ページに載っています。出てこない訳ではありませんが、逆に言えば、学校外の学びの充実が非認知能力になっているというつくりなので、それがこの基本計画の中のこの場所に置かれてよいのかどうかということです。また、5年前とは時代も変わり、扱い方も変わってきていますので、今回、どのように取り上げていくのかも、これからの課題だと思います。

委員からの御意見では、現実に関わりと探究が、学校教育の中でどのように行われているのかということで、例えば、問いが低学年でできていないのか、高学年でできていないのか、両方なのか分かりませんが、できていない原因がもしかしたら幼児教育にもあるのかもしれない。そのようなことも考えていく必要があるかもしれません。

問いから始める学びについては、施策1になります。1ページの最初に、「問いから始める学びの充実」ということで、これが学校現場で行われているのかどうか、結果として、思ったほど効果が出てないという御指摘だったかと思います。

他に、関連して御意見等があればお願いいたします。

和泉委員：今回の会議の予習をするに当たり、私は資料2の現状の取組と課題を1つ1つ見る前に、そもそも、教育振興基本計画はいかなるもので、今回たたき台にする第3期がどのようにつくられたのかということ、振り返りながら考えたいと思いました。第3期の会議録を見ると、やはり教育大綱に基づくこと、あとは教育機会の質の保障が非常に大事であるということ、同時に、地域の実態に即した独自性も重要で、つくば市ならではのものをつくるということも大事だという議論がされていました。さらに、生涯学習社会教育も、学校教育同等に重要だということも踏まえながらの議論で、この第3期がつくられてきたという背景があると理解しています。つくられたときから5年間の変化は本当にすさまじく、教育委員として4年間関わってきた中で振り返ると、まず不登校が大変増えて深刻化してきました。特別支援級等、学習に困難を抱える子供たちの増加、グレーゾーンの子供の存在も、先生方からもよく聞くようになりました。通常

学級にいられるけれども、学習できているのか、みんなと関わっているのか少し不安な子供の存在があります。外国にルーツがある子供の数も確実に増えています。また、コロナ禍に乳幼児だった子供は、コミュニケーションを育む時期に、人と関わるができなかった影響で、学校に入っただうなのかということも大変気になっています。

教員の働き方改革も5年前よりも、喫緊な課題としてとらえられていると感じます。また、社会の変化としては、相対的貧困率が上がっており、つくば市でも同様な傾向だと思います。前回の会議でも申し上げましたが、こども家庭庁が立ち上がったということも大きな変化で、ますます子供の権利についての理解を進めなければいけないと感じています。

そのように、この5年間で踏まえて見直し、第3期より注力するもの、焦点を当てるものは何だろうと考えると、やはり権利を保障することだと思います。子供の権利もそうですが、学習権の保障がなされていないということが不登校の問題だと思います。また、福祉の視点をもっと取り入れないといけないと感じています。例えば、不登校の要因に、貧困、困窮というような家庭の事情がある場合もあり、複合的に考える必要性をこの4年間感じてきました。第4期には、権利保障と福祉の視点というものに注力した施策をつくる方向が望ましいと思います。

委員長：最後時間があれば、資料3のところでもう一度確認をしていきたいと思います。今の御意見は、基本目標1の3番の共生社会や外国人児童生徒のところ、2番の不登校、特別支援のところにあたると思います。そこで、ある程度拾えると思いますので、この辺りについてもう少し議論したいと思います。御意見があればお願いいたします。

大村委員：福祉、学習権という話の続きとして、現在、つくば市では、学校現場に校内フリースクールをつくっており、本校でも、昨年度、登校が0だった子供が、今年度は来られるようになっていきます。大変よい方向に向いていると認識しています。

もう1点、福祉の点に関しても、私は今年度、他市からつくば市に戻ってきましたが、色々な問題を抱えている家庭があったときに、つくば市ではこども未来センターにお電話すると、すぐ面談してサポートしていただけます。そのような事例が何件かありましたが、全て良い方向に向かっていますので、ありがたいなと感じています。つくば市の福祉の体制、不登校に対する対応は大変進んでいると感じています。

委員長：ありがとうございました。

福祉の観点で、大人のことも含めて、御感想等があればお願いいたします。

中郡委員：私は、福祉の仕事をしていますし、友人で介護をされている方もいます。ひとり親で経済的余裕がなかったり、学習面が追いついていない子供たち等、様々な状況の方がいらっしゃいます。「学校は楽しい」という話は聞きますが、貧困家庭の問題は実在していると感じています。

委員長：ありがとうございました。

副委員長：中学校については、この何年かのうちに、不登校の問題等、福祉的な支援が必要な子供たちに関する会議の時間が増えました。やはりこの数年間で、そのような課題を解決する必要性が高くなったことは間違いのないと思います。

市内の中学生は先日卒業証書授与式があり、本校でも 228 名の子供たちが巣立っていきました。ただ、一般的に午前中に行われる卒業証書授与式に、出られない子供たちもたくさんいました。以前は、例えば、午後から別時間で、その子供にだけ対応するというも行っていましたが、現在は、他の子供と会うことが望ましくない場合もあり、会場はそのままにしておき、第 2 部、第 3 部の式を行ったり、校長室で実施したりして、配慮しながら送り出しました。

そのような中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも各学校に配置していただき、充実してきています。以前は、その方たちに幾らかサポートしていただければよいという感じでしたが、現在では、そのような方たちに上に立っていただき、子供への対応等を考えるようになっていきます。そういった意味では、子供たちに対する対応にかかる時間や教育の充実ということは大切になってくると考えております。

この課題シートでは、市当局の方が、現状の取組と課題について、ある程度限られたスペースの中で書かれたのだと思いますが、このシートには書ききれないようなことも実施していただいています。以前に比べると、各課が学校にからむ頻度、量は大変増えていると思います。学校で子供たちを預かる者としては、大変感謝しております。

委員長：ありがとうございました。

正保委員：不登校を中心とした話が出ていますが、昨年の春に、「10 時間の授業で学校が変わる」という本を書きました。学校で 10 時間分の楽しい授業をやりましょうという内容です。昨年から、他市の全ての中学校、あるいは一部の中学校で実践していただき、3 月になったので 1 年間の結果というものが出ています。結果をざっくりと申し上げますと、不登校の新規発生が激減したということです。その市内で一番不登校の多い中学校では、大体 50 人ほどいたそうですが、先日、校長先生にお聞きすると、新規発生は 0.5 人だったということでした。以前から休みがちだった子供が 1 人来なくなって 30 日を超えてしまったということで、その子供以外の新規発生はいなかったということです。以前から休んでいる子供は授業を受けていけませんので、それはしかたがないということでした。

これは、どのようなことなのかと考えながら、本日の資料 1 のアンケート結果を見ると、質問項目 1 の「学校が楽しい」というところで「授業の時間」の評価は高くなく、評価が高いものは「休み時間」の 97%と、「友達と一緒に過ごす時間」の 98%です。私がこの本で提案したことは、要するに「授業時間を、休み時間または友達と過ごす時間に変えましょう」ということです。「授業中だけでも、子供たちにとっては休み時間のようになっている」ということです。

これには副次的な効果もあり、不登校の子がいなくなれば、その子供たちに対する対応、例えば、家庭訪問等の時間が不要になるので、先生方の働き方改革につながります。

このような取組が他市、他県で実施されていますが、つくば市では実施されておらず、複雑な気分です。

本日は、茨城新聞に 2 年間連載してきたものをまとめたものを持参しましたので、お帰りのときにお持ちいただければ幸いです。

委員長：ありがとうございました。

富田委員：現在、不登校児童生徒が非常に増えてきており、家庭でもお困りだと思います。つくば市としては、「誰 1 人取り残さない」ということですが、8 ページの統計データの 2 番目の「不登校児童生徒の推移」では、令和 5 年度で、小学生で 360 人、中学生で 449 人ということで、800 人近くいるということです。一方で、19 ページの 7 行目に、令和 5 年度のフ

リースクールの在籍児童が 377 人とあります。半数の子供は、一生懸命に、色々な施策をしているということが分かります。

委員長：ありがとうございました。

では、先に進みます。

資料 2 の基本目標 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

基本目標 2 の 9 ページから、16 ページまでです。

事務局：（資料 2 の基本目標 2 について説明）

委員長：ありがとうございました。

御質問、御意見等があればお願いいたします。

正保委員：9 ページの教職員のメンタルヘルスケアの充実で、「高ストレス者に対して産業医の面接指導」とありますが、これは学校の先生方も、ストレスチェックを受けていらっしゃるという理解でよろしいですか。

事務局：はい。

正保委員：高ストレス者の方に対する、その後の対応はどのようになっていますか。

事務局：健康教育課から回答いたします。ストレスチェックにて高ストレスと判断された場合は、あくまで本人の申し出により、産業医による面接指導を行うことができるような形です。面談の強制はできませんので、面談指導の申し出ができるよう、結果を本人に通知する際に面接指導を受けられることを周知しています。また、土曜日や日曜日等の休日にも受けられるような体制作りをしています。あとは上司の方に知られないような工夫をして、そのような相談にも乗れるような体制を整えています。残念ながら、高ストレスの面談を受ける方は、令和 5 年度はいらっしゃいませんでした。今年度は 1 名か 2 名いらっしゃいました。今後、周知を続けていく必要があると考えております。

正保委員：ありがとうございます。いきなり産業医面談ということですが、スクールカウンセラーの活用等はされないのですか。

事務局：あくまで、ストレスチェックは、常時従業員が 50 名以上いる事業所対象に、法律に基づいて行うものです。スクールカウンセラーの業務の幅を広げてよいものかどうか、調査や検討が必要だと考えております。

正保委員：常時 50 名以上を雇用する事業所ということですが、1 つの学校単位で 50 名を超えるところはあまりないと思います。

事務局：産業医を置いている場合もあります。労働者がストレスチェックを受けるということは、あくまでも法律に基づいています。産業医につながる場合もあります。スクールカウンセラーの活用については、御意見を踏まえて、調査、検討していきたいと思います。

正保委員：ありがとうございます。

私は、つくば市内の研究所で、研究所内カウンセラーを嘱託されていますが、そこでは高ストレス者に対して、まずカウンセラーが対応し、その上で、産業医が対応するという 2 段階構えになっています。もちろん産業医に対応していただければよいと思いますが、若干ハードルが高い場合もあります。産業医も、心療内科が専門とは限らず、中には消化器内科等の他の科が専門の場合もあります。一番身近にいる心理の対応をできる方はスクールカウンセラーだと思いますので、そのような対応を考えていただけるとよいと思います。

委員長：ありがとうございました。

関連して、先生方の問題も色々あると思いますが、いかがですか。

大村委員：ストレスチェックの結果については、実は校長には傾向としてフィードバックされています。誰なのかは分からないのですが、話をしている中で、校長は、おそらくこの方がストレスを抱えているだろうという推測をして、できるだけ話をたくさんするようにしていると思います。まず管理職が対応しているということです。

また、スクールカウンセラーは、子供たちと保護者に対応するだけでいっぱいになってしまっており、現在、先生への対応まではできていない状況です。

委員長：他に御意見等はございませんか。

和泉委員：一昨日の総合教育会議のテーマが、「教職員の働きやすい環境づくりについて」というもので、教職員向けの学校リノベーションと教員間のコミュニケーションについて話し合いました。そもそも、先生たち教職員ほか学校に関わる大人全員が心身健康でないといけないはずですが、つい子供のためにという思いを優先にさせてしまうという気付きもありました。先生たちの学校内でのコミュニケーションを図るために何をすべきか、何が大事なのかということを議論しても答えは出ず、引き続き議論することになると思います。私の考えでは、職員室だけでなく、学校全体で、先生同士が聞き合う、ケアし合うような風土をつくるのが大切で、そのためにはどのようにしたらよいのかということが課題だと思います。

この施策の中で、学校づくり、場の質的物的空間をどのようにつくっていくかを書き込んでもよいと思います。

委員長：ありがとうございました。

副委員長：ストレスに絡むことかと思いますが、色々な調査で、「悩みがありますか」とか「不安がありますか」という質問があった場合、教職員が「ある」と書いてしまうと、その後、色々な人に話を聞かれて、人に話を聞いていただける場を提供していただいたりするということで、構えてしまうことがあるように思います。私は学校を預かっていますが、そのような直接的な質問をするのではなく、違うことで、先生方の悩みや不安を見抜けるとよいと思います。1人の主観では見抜けないと思いますし、色々な情報も大事だと思います。他に、私どもの学校で定期的に行っていることは、子供たちの非認知能力を高めるということです。非認知能力でポイントになることは、自分を振り返ることや、他者とつながること、自分を高めようとするということです。学校として子供たちを育てたいということですが、先生方自身はどうなのかという意識調査をしています。すると、低い数値の先生方は、色々なところで不安や悩みを抱えている方が多い傾向にあります。そのような情報を基に、管理職中心にフォローに当たっていくとか、チームで対応を考えていくということを、今年度、特に行っています。幸い、対象の先生方が、他の人に見えない中でフォローしてもらえという環境ができてきたということは、大変よかったと思います。その調査結果が反映されているのかどうか分かりませんが、学校としての工夫の

ようなものも必要だと、最近思っております。

委員長：ありがとうございます。

正保委員：先ほどお伝えした活動を、この4月からあちこちの学校で導入するに当たり、それに先立ち、学校の先生方がそれを体験しようということで、先生方対象のワークショップを何校かで実施いたしました。その後、次の日から職員室の雰囲気が変わったということです。先生方にお聞きしたところ、毎日、同じ職場に出勤して、職員室で机を並べていても、仕事の話しかしないということです。仕事以外のことで関わることがなかったが、その人と仕事以外の関わりを持つことで、その人がどのような人だったのかが分かると、職員室の雰囲気が変わるということです。

ここに書かれている「教職員のメンタルヘルスケア」というものは、あくまでも先生方を1人の個人として見ておられるのだと思います。先生方は学校の中では集団の中の一員として勤務をしておられますが、その集団の在り方を変えることで、個人の在り方も変わっていくという視点もあってよいと思いました。

委員長：ありがとうございました。

他に御意見等はございませんか。5、6、7では、学校環境、安全、保育園、給食、生涯学習、文化財保護等の観点が挙がっていますが、いかがですか。

森田委員：決して否定するつもりはありませんが、不勉強で教えていただきたいと思います。この中の「図書館サービスの充実」というものは、かなり目を引きます。世の中から本屋さんが消えつつあるという状況の中で、この課題を打ち出しているということは大変よいことだと思います。もちろん、本を読ませることが大事だということが背景にあるのだと思いますが、この課題を挙げた背景は何かと考えると、施設の改修等があるのだと思います。そうではなく、子供たちにどのように本を読ませるべきかという考え方が分かりませんでしたので、教えていただきたいと思います。

委員長：図書館の御担当の方いかがでしょうか

事務局：中央図書館館長柴原です。まず前提としまして委員がおっしゃると

おり、世の中から本が消えつつあり、本が購入される点数が大分減っているという話を伺っております。そのような中で、2年前の令和4年度から、電子図書館というものを導入いたしました。

導入した背景の1つとしてはコロナ禍があり、非来館型サービスを充実させるということで、電子図書館サービスが有効であるという判断をしたからです。全国の3,000近い公共図書館でも大分導入が進んでいたという背景もあり、導入いたしました。

もう1つは、読書離れが進んでいる小学生、中学生、高校生、その上の世代の方にも、読書を身近に感じていただきたいということで、1つのきっかけとして電子書籍が果たす役割があるということで、電子図書館サービスを導入しました。

昨年の6月からはつくば市立の小学校、中学校、義務教育学校全ての児童生徒の皆さんが、端末を使って電子図書館サービスが利用できるように、お1人ずつID・パスワードを割り振りました。

読書離れの危機感から、図書館単独で、成人向けだけに活動するのではなく、学校と連携して、ともに手を取り合いながら取り組む必要があると考え、その1つの取組として、端末を使った電子図書館サービスを開始したということです。

中央図書館が開館した34年前、1990年から実施している自動車図書館サービスについては、全ての学校ではありませんが、可能な限り小学校を訪問して、本の貸出しサービス等を実施しています。

そのように、危機感と課題感を持ちながら活動しており、このような課題を挙げています。

森田委員：ありがとうございました。

妻が読み聞かせ等をしており、大変お世話になっていきますので、決して否定するつもりはありませんが、見た感じでは、既存サービスの充実と見えてしまったので、御質問いたしました。御説明いただいた電子図書館サービスの充実というようなものも挙げていけるとよいと思います。

事務局：補足させていただきます。今後の展開について、まだ確定しておりませんが、市長の公約の中に、「複合機能をもつ新たな図書館の整備検討」が掲げられておりますので、それを受け、まずはしっかりとした図書館をつくるべきではないかという基本的な確認が取れています。そういった観点から、今後どのように建設に向けての検討を進めていくかというこ

とを、協議しているところです。もちろん生涯学習施設ですので、図書館だけではなく、幼児教育、福祉などの観点からも、どのような機能を入れるべきなのかも含め、取組としては新たな図書館の整備検討に着手した段階だということを、この場をお借りして御報告いたします。

富田委員：自動車図書館について申し上げます。私がいた学校にも自動車図書館に来ていただけていましたが、自動車図書館が来る時間はまちまちで、授業中に来ることもありました。基本的には、授業中に借りに行くことはできません。学校を回るということは、当然、時間がずれる恐れがあり、効率が悪いように思いました。自動車図書館の運営の見直しという項目がありましたので、申し上げました。

事務局：現場の先生には大変お世話になりました。自動車図書館は、現在、3台で運行しています。手元に詳細な資料がなく申し訳ありませんが、かなりの小学校を訪問させていただいており、ステーションの見直しは上半期と下半期に実施しています。例えば、4月から9月に昼休みの時間帯にお伺いするステーションについては、後半10月から3月は午後3時から回るといような形をとり、できる限り小学校には御希望に沿えるようにコース調整をしております。現状としては、1年のうちの半分は昼休みにお伺いできますが、残り半分は授業時間にかち合ってしまうています。

また、各学校に御理解いただいておりますが、小学校というものは地区の地域の要の施設であると考えておりますので、学校を訪問したときに、近所の方が借りに来ていただけるということも想定して、学校の敷地内をお借りして運行しています。引き続き御理解、御協力いただければありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。

和泉委員：基本方針7の学びを支える施設は、おそらく社会教育施設を指すのだと思いますが、交流センターがここに入っていないことは、非常に残念です。小学校が地域の要であると同様に、交流センターも年齢を超えた地域の要という機能がありますので、ぜひ掲載していただきたいと思います。

委員長：ありがとうございました。

教育振興基本計画にも守備範囲というものがあり、学校教育ベースでいくのか、社会教育から何から全て入れるのかによって、書きぶりが違ってくると思います。守備範囲が何でもよいということで、その中で生涯学習関係のことにも力点を置きたいという話になれば、大きく書き込んでいくことになると思います。これは、次回以降にもつながっていくことであり、どの柱をどのようにするかということに関わると思います。

では、事務局より、基本目標３について説明をお願いいたします。

事務局：（資料２の基本目標３について説明）

委員長：ありがとうございました。

御質問、御意見等があればお願いいたします。

和泉委員：基本方針９の施策１のコミュニティ・スクールは、第４期で、厚い記述として加えるべきだと思います。昨日、社会教育委員会の会議が開かれて、そこで教育委員会から諮問をいたしました。コミュニティ・スクールはどうあるべきかを社会教育の視点から考えてほしいということで、今後その答申が出されれば、この会議の議論にも反映されると思います。私自身は、定例会でも、ほぼ毎回しつこく申し上げるとおり、コミュニティ・スクールに大きな潜在性と可能性を感じており、不登校問題や学校の課題だけではなく、孤立しがちな高齢者の方々も包摂できるようなことをまちづくりとして行っていきたいと考えており、熱い思いを持っています。

委員長：ありがとうございました。

他に御意見等はございませんか。

肥後委員：方針８に、業務負担が大きいというようなことが書いてあります。私は国立の研究、機関に勤めていますが、もちろんそのようなところと連携をしています。この業務負担ということは、つくば市の方の業務負担ということでしょうか。

私は産総研という研究所にありますが、今までは全ての子供向けの一般公開をしていましたが、最近は高校生、大学生向けの一般公開に変更するという話があるようです。質問としては、つくば市から研究所に、「このようにしたほうがよい」というルートがあるのでしょうか。

委員長：業務負担ということの意味を、どなたか説明できますか。

事務局：生涯学習推進課から回答いたします。業務負担と書かせていただいておりますが、研究機関との調整の部分を表現しています。ただこれは、こちら側の改善と工夫で減らすことは十分に可能ですので、書き方を修正したいと思います。具体的には、ちびっこ博士等では、40 前後の研究機関の方との調整が必要で、それを短期間で行うということが業務負担になっております。そこは改善と工夫で対応できるかと思います。

委員長：関連して、御意見等があればお願いいたします。

肥後委員：例えば、産総研の一般公開に小さい子供が参加できないような感じになりつつありますが、もう少し小さい子も参加したほうがよいというルート等はあるのでしょうか。

委員長：伝わってないということですか。外部に伝える役割を、教育委員会や市が担っていただけるとよいと思います。

肥後委員：ここでちびっこ博士が重要だと決めたとしても、研究所側が受け取ってくれないと話は進みません。

委員長：その役目は、生涯学習課が担うのでしょうか。

事務局：教育局次長の久保田です。御質問の直接のお答えになるかどうか分かりませんが、産総研のサイエンススクエアの方向性が少し変わる予定だという報告は受けております。私どもも、そこに対して、ちびっこ博士の協力という形で、様々な意見交換をさせていただいております。多分、今年度のちびっこ博士の事業についても、産総研として御協力いただける可能性が高いというお話も伺っておりますので、私どもの要望を受けて、若干、小学生、中学生向けの事業も御検討いただけるのではないかと考えております。また、市内の研究所の皆さんと様々な意見交換をしている政策イノベーション部の科学技術戦略課を通して、一義的にアウトリーチ活動をはじめ、市内の小中学生向けの連携事業等の御相談をさせていただいております。そのような形で継続して、教育局からも、政策イノベーション部

を通して、御相談、御要望させていただきたいと考えております。

肥後委員：きちんと議論されているということで、安心しました。

委員長：ありがとうございました。

西村委員：2点申し上げます。1点目として、勉強不足なので教えていただきたいのですが、スクールソーシャルワーカーというのはどのようなものでしょうか。研修が必要だということですが、どのような方がなることができるのか、また、どのような仕事を担うのか教えていただければと思います。

2点目として、私の子供はまだ3歳ですが、先輩の方に、保育園や幼稚園は序の口で、小学校、中学校に行ってからの方が親の負担が大きいという話を聞きます。そのようなことに紐づいて、冊子の53ページの「家庭や地域の教育力の向上」の「保護者向けに家庭教育学級を開催する」ということが気になりました。親は、もちろん自分の子供なので、責任をもって勉強を見てあげることが必要だと重々覚悟していますが、親の負担はどんどん増えていくのではないかと思います。教員の方々の負担を軽減するために、逆に親の負担が増えるのではないかというシンプルな懸念があります。私も現在、共働きでフルタイムで働いていますが、どうしても子供のことは母親がやるものだという感じになりがちです。もちろん、父親が行く場合もあるとは思いますが、病気等で迎えに行くのも母親が多いと思います。市にお願いしたいことは、そのような場合は「ぜひ御夫婦2人で行ってください」ということを言っていただきたいということです。

委員長：ありがとうございます。

まず、SSW等、家庭教育学級の補足説明をお願いいたします。

事務局：教育相談センターの小野です。まず、スクールソーシャルワーカーについて御説明いたします。スクールソーシャルワーカーについては、現在、つくば市には18名配置しています。これは学園、学校ごとに、小中学校1学園で、市内18学園あり、その学園ごとに1人配置する形になっています。

仕事の内容は、実際に子供たちと関係づくりをしながら、悩みを聞いたりする活動も行いますが、大きな部分としては、家庭の困り感として、保

護者の方が困っている部分や、子供の困っている部分に関して、家庭訪問を実際に行い、家庭に入りながら、家の方と連携をとりながら、そのような問題を解決していくということです。

現状では、スクールソーシャルワーカーの皆さん、福祉部のこども未来センターの方とも連携を密にとっている状態です。状態によってはすぐに福祉の方と連携がとれるような体制で活動していただいています。

不登校の問題にも関わってきますが、学校が連絡を取りにくい家庭にもアプローチしていただき、その後の支援の方向性等も見つける手助けをいただいています。

現在、配置しているスクールソーシャルワーカーの方々は、社会福祉士や福祉士の免許をお持ちの方です。

委員長：家庭教育学級については、いかがですか。

事務局：生涯学習推進課から御回答いたします。家庭教育学級については、親が子育てについて自主的に学ぶ場として位置付けています。どういったことを学ぼうか、いつ開催しようかということ自主的に決めていただくようになっています。当課の社会教育指導員がサポートさせていただき、一緒に考えていく形です。ただ、御指摘の通り、役員を選んでいただいての開催になりますので、負担が大きいというお声はいただいております。私どもとしては、子育てについての学びはとても大切なことなので、御理解いただきたいと考えておりますが、保護者の方の負担を減らすために、開催方法の工夫と改善をしております。

先ほど、コミュニティ・スクールの話が出ましたが、コミュニティ・スクールは、地域全体でどのような子供たちを育てていきたいのかということ話し合い、具体的に活動に移していくのですが、地域学校協働活動中の1つとして家庭教育学級を開催できないかという取組を、現在検討中です。なるべく御負担がない形で、子育てについて学んでいただけたらよいと考えております。

委員長：ありがとうございました。

富田委員：家庭教育学級の話が出ましたが、家庭教育学級には長い歴史があり、つくば市でも、学びを何点かに分けて家庭と共有していこうということで、種類分けをしています。ただ、家庭教育力というものが低くなって

いるという話も聞きますし、幼稚園児の保護者は若いので、教育力というものを理解していただくことは難しいと思います。そもそも、必要感を感じていませんし、忙しいのかもしれませんが、実際に家庭教育学級を学校で実施しても、人は集まりません。役員の皆さんだけ集まり開催するような状況です。幼稚園では、保護者同士のつながりを高めるために、リトミックを実施して、親子で楽しく遊ぼうということにつながりをもたせようとしています。家庭教育力を上げたり、みんなで悩みを解決したりすることは難しいと思います。担当の方も御苦労されていると思いますが、必要感を出すためにはどのようにしたらよいのかは、自分で考えることだと思います。

委員長：ありがとうございました。

森田委員：私はつくば市のPTA連絡協議会の代表をしておりますので、この場で発言しない訳にはいかないと思い、申し上げます。現在は、家庭教育学級の役員はPTAの役員が担当する 경우가非常に多く、負担感という意味では、そもそもPTAの役員も負担が多くてやりたくないという意見があり、人集めがうまくできないという課題があります。PTAとして、何をどのように保護者を教育していくのかを考えると、家庭教育学級で考える話ではなく、つくば市のPTAとして、例えば、「不登校の問題に取り組みますので、各学校でお願いします」というような形で、各学校のPTAの皆さんにお願いしていくようにするべきだと思います。現在の状態では、よく分からないまま実施して、人が集まらないということになっていて、負担感と目的について、整理しなければいけないと思います。つくば市に御協力いただきながら、保護者として、自分たちで考えていかなければいけない課題だと思っています。

委員長：ありがとうございました。

正保委員：19ページの校内フリースクールについての10行目に、「地域のスポーツ団体から専門性の高い人材の確保が継続的に必要です」とありますが、この文章の意味がよく分かりません。なぜスポーツ団体なのでしょう。

事務局：学び推進課から御回答いたします。確かに、少し分かりにくい文章

だと思います。この段落は、部活動の地域移行、地域展開の話と一緒にな
ってしまっていると思われますので、分けて書くように修正が必要だと思
います。

正保委員：本来は書き分けるところが合わさってしまったということす
ね。

事務局：はい。18 ページのところは、「公民連携で推進するフリースクー
ル」と「地域資源の活用」の2つに分かれています。

委員長：ありがとうございました。

改めて資料3を見ていただき、次回につなげるという意味でも、第4期
の一番右の空欄の部分これから我々がつくっていくにあたり、本日の議論
について、あるいはまだ出ていないことについても、意見があればお願い
いたします。大事にしたほうがよい部分や、全面的に変えて一からつくっ
たほうがよい部分、順番を入れ替えたほうがよい部分等、本日全て決める
訳ではありませんが、御意見があれば、次回につなげていきたいと思いま
す。

森田委員：基本目標1の不登校の問題で、皆さんが活発に議論されていま
したが、3番に当たるところの優先順位について、見え方も含めて、順番を
上げていくという考え方があってもよいと思いました。

委員長：ありがとうございました。

他に御意見等はございませんか。

和泉委員：私も同感です。基本方針3「共生社会に向けたインクルーシブ教
育の推進」が、順位として上になるべきだと思います。前提条件のよう
に、これがあって、もう少し具体的な学びに展開していくのではないかと
思います。

優先順位が基本目標1、2、3の順に位置付けられていると考えてよろ
しいですか。

委員長：基本方針などは、優先順位をつけて上から記載しているという訳で
はありません。ただ、見るときには、1から見ますので、特に強調したい

ものは1に置いてもよいと思います。構造上の問題だと思います。

和泉委員：私は、3を上位にしたほうがよいと思います。

委員長：今の議論だと、基本目標1は学校教育の学校の現実で、基本目標2は周りの環境、基本目標3が地域という構造になっています。そのような形のまにするのか、もう1つ上位の概念、理念で、「何をつくば市の教育でめざすのか」というような話になると、共生社会や地域があり、学校でどのようにするのかというように、学校が最後に置かれるのかもしれませんが。その辺りの並び替えの問題が出てくると思います。

一方で、目標という考え方から導きだせば、目標の中に、具体的な学校教育や地域の話、環境の話等、色々なことが混ざって出てくるというつくり方もあろうかと思います。最終的には決めていかなければなりません
が、可能性を探るということで、色々な考え方を出示していただいて、議論できればよいと思います。

他に御意見等はございませんか。

森田委員：不登校の問題に関して多くの議論がありました。市が対症療法的に不登校の児童生徒に対して、色々な支援をしているという状況はあると思いますが、そもそも、なぜこれほど増えてしまったのかということが、私には分かりません。その原因が、幼稚園の教育の問題なのか、それとも親の教育の問題なのか分かりませんが、もしそのような可能性があるのであれば、この教育基本計画の中で取り組めるような課題、施策として入れてもよいと思います。

委員長：ありがとうございました。

他に御意見等はございませんか。

正保委員：今の御意見に関連して申し上げます。心の基礎体力というものが今の子供たちは落ちていると感じています。それには知的な体力、知的な力もちろん必要なのですが、友達と関わる、人の話を聞く、自分の思っていることを言うというような基本的な人間関係を遂行していく体力だと思います。それが、子供たちの間で徐々に落ちてきており、この数年間のコロナの影響でさらに大きな障害を受けてしまい、結果的に不登校を増加させているというように感じております。不登校をどのように減らすのか

を考えるとというよりも、もっと大きな視点で、子供たちの人間関係に関する力を、これ以上落とさないようにしていくことに観点を置く必要があると思います。結果的にそれが不登校を減らし、先生方の負担が減ることにつながるのではないかと考えております。子供たちの人間関係の力、心の基礎体力は、豊かな心と健やかな心に近いのではないかと思います。それを「豊かな心、健やかな体」という言葉の中に含めるのか、あるいは「心の基礎体力、人間関係の力」という言葉を使うのかを御検討いただきたいと思います。

委員長：ありがとうございました。

富田委員：不登校や幼児教育の問題には、小さい頃の体験が関係するというお話がありましたが、人は、なぜ学んだり、学校で勉強したりするのかと考えると、幼稚園児が「楽しいから行う」ということにつながると思います。何かやることで充実感も得られますが、何よりも、楽しさを感じるのだと思います。学ぶ楽しさや、友達と触れ合う楽しさというものが生きる力のもとになり、学びの意欲のもとになるのです。ですから、不登校の問題も、やはり楽しさや充実感、達成感のようなものを、幼い時期から身につけることが重要だと思います。そのような部分に力を入れていくことが必要だと考えております。

委員長：ありがとうございました。

他に御意見等はございませんか。

大村委員：本校でも、教職員で色々な課題について分析しましたが、本校では、がんばり抜く力、困難なことにも逃げず立ち向かう力が弱いということが分かりました。これは、今流には非認知能力という言葉に当たるのだと思います。それを育てようということで、本校でも実践中です。前向きさが育てば不登校も減っていくのではないかと考えております。ただ、その力は、やはり幼児教育から、家庭でも育てていかなければならないものだと思います。私自身の子育ての経験としても、丁寧にがんばりぬかせるように育てれば、たくましく育つように思います。非認知能力については、特に、「諦めない力、タフさ」いわゆる「グリット」という言葉も出てきていますが、家庭での教育でも、幼児教育でも、そのようなことを中心として取り組んでいくとうまくいくのではないかと思います。

委員長：ありがとうございました。

副委員長：非認知能力に関して申し上げます。中学生になってから非認知能力を高めようとしても大変です。やはり幼児教育、小学校教育の中で、ある程度意識しながら育てることが大事だろうと思います。ただ、委員のお話の中で、小さいうちから何か先取りしたものを学ばないと不安になるという保護者のお気持ちもよく分かります。大きく美しい花を咲かせている木は、必ず根っここのところが張っていることは間違いありません。認知と非認知を考えると、非認知は地中にある根のような存在です。そこを大事にしようと思いつつも、目先の咲いている花にしか目が向かないということが、人間の心理だと思いますが、やはり、その部分を意識した教育を進めていくことが必要だと思います。そのような観点で、認知と非認知の部分を議論できるとよいと思います。市でも認知能力の偏重から非認知能力の再認識を掲げていただいていますので、そのようなことも大切にしながら計画をつくることが、不登校を減らし、急激に増えている学校課題に対する一助になるように思います。

委員長：ありがとうございました。

和泉委員：どうしても非認知能力というものが気になります。やり抜く力やがんばる力というような非認知能力は、多分、個人の努力で育むものではなく、仲間や置かれた環境等の人間関係の場でつくられていくものだと思います。ですから、基本目標なり基本理念の中でも、空間づくりというものの結果として非認知能力がつくられていくと言及してもよいように思います。

委員長：ありがとうございました。

私も一言、申し上げます。コミュニティ・スクールの「コミュニティをつくる」ということが、つくば市の決定的な課題だと思います。それは、50年前に竹園地区や並木地区であり、現在、学園地区であります。北の方では過疎化に近いような問題が発生しています。大人も子供も、地域のつながり、横のつながりがないと、親の教育や家庭の教育、人間関係というものができてこないということです。それに加えて、共生社会での外国人の問題等もありますので、つくば市ではそのようなことが前段に出てくるこ

とが重要だと、本日議論をお聞きして感じました。

時間になりましたので、本日言い尽くせなかったことは次回、あるいは次回になる前に、事務局にお寄せいただきたいと思います。それを踏まえて、次回の内容等も考えて参りたいと思います。

では、審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

事務局：委員長ありがとうございました。

委員の皆さま、長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

本日の会議は以上となります。

次回の会議は、4月から5月を予定しております。詳細については、後日お知らせいたします。

3 閉会

事務局：以上をもちまして、第2回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会させていただきます。お忙しい中ありがとうございました。

第2回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和7年（2025年）3月13日（木）

午前10時から正午まで

場 所：つくば市役所本庁舎2階 防災会議室(2)(3)

1 開 会

2 議事

第4期つくば市教育振興基本計画の施策体系について

3 閉 会

配布資料

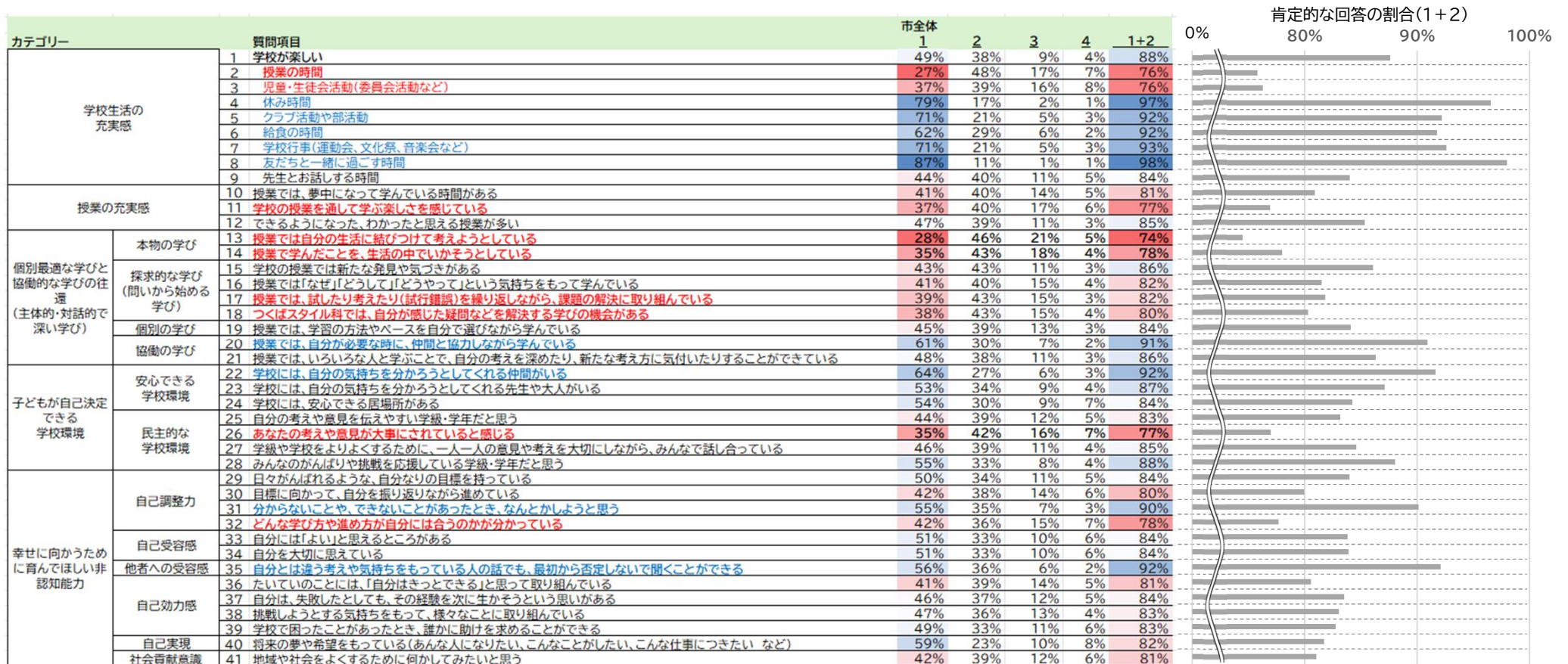
資料番号	資料名
資料1	令和6年度「幸せな学校づくりに向けたアンケート」結果
資料2	つくば市教育振興基本計画 課題シート
資料3	つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市PTA連絡協議会会長	森田 修司	
4	(3) 学校長	谷田部東中学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	荃崎幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

令和6年度「幸せな学校づくりに向けたアンケート」結果

1. 最も肯定的な回答(あてはまる、楽しい、よくある)
2. やや肯定的な回答(どちらかといえばあてはまる、どちらかといえば楽しい、ときどきある)
3. やや否定的な回答(どちらかといえばあてはまらない、どちらかといえば楽しくない、あまりない)
4. 否定的な回答(あてはまらない、楽しくない、まったくない)



1, 10~12, 22~41 → あてはまる、どちらかといえばあてはまる、どちらかといえばあてはまらない、あてはまらない

2~9 → 楽しい、どちらかといえば楽しい、どちらかといえば楽しくない、楽しくない あてはまらない ※回答割合は「あてはまらない」と回答した子どもを母数から除いて算出

13~21 → よくある、ときどきある、あまりない、まったくない

基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針1 未来をひらく力を育む

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 目標4 グローバル社会における人材育成 目標5 イノベーションを担う人材育成 目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して> 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
現行計画の方向性	施策1 個別・双方向の学びの推進 施策2 幼児教育の充実 施策3 学校外の学びの充実
現状の取組と課題	施策1 個別・双方向の学びの推進 ○問いから始める学びの充実 ・問いから始める学びの充実のための授業の転換は、学校の状況や課題が学校ごとに異なるため、全市的に一気に転換することは難しい。そのため、それぞれに合ったアプローチをする必要がある。大きく訪問の形式を変更して1年目に当たるため、今後も継続して改善していく。（学び推進課） ○全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現 ・ICT活用の進展が急速に進む教育現場においては、新しいソフトやAIなど、教員が新たに学ぶことが増えているため、しっかりと授業準備や振り返りに使える時間の確保が重要である。（学び推進課） ○つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進 ・先進的ICTや自然・地域素材の活用や、研究者や大学教授等との連携により、より充実した学習を進めるため、つくば版エドテックを活用して多様な教育コンテンツや地域人材を紹介する必要がある。（学び推進課） ○小中一貫教育の推進 ・異学年交流の好事例を市内学校で共有するなどして、多様な実践が展開されるよう努める。（学び推進課） 施策2 幼児教育の充実 ○多様な経験につながる豊かな遊びの推進 ・子どもたちが遊び込めるようにするため、環境作りや支援のタイミングは重要である。また、遊び道具や教材の工夫が個々の発達段階に応じていることも大切である。それらを達成するために、保育者が発達段階を理解し、子どもたちの様子を日々把握しながら、興味や関心を適切に理解した上で、教材や環境作りを進めていくことが今後の課題である。（学び推進課） ○学びに向かう力を育む幼児教育 ・保育者は、子どもたちの発達段階を考慮しながら、子どもたちが自ら遊びを通じて学ぶ力を育んでいくことが大切である。しかし、小学校での学習内容を先取りしようとし、遊びや子どもの自由な発達を制限してしまうことがある。自主性や創造力を損なわないよう、保育者が遊びを中心に非認知能力を高めるための保育を実施できるよう、保育者の研修を深めていくことが課題である。（学び推進課） ○幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進 ・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの接続性を高めるための検討が進んでいるものの、実際の実施において、幼児教育と小学校教育の活動内容や方法等がスムーズに移行できない等、各施設間でのカリキュラム内容の調整が十分でないことがある。また、幼児教育施設と小学校の職員が相互に授業や保育を参観することで学びの連続性を意識しているものの、授業や保育参観後、フィードバックや意見交換がなく、どのように改善すべきかの具体的な話し合いが不足する等、連携や情報共有が不十分な場合、一貫性に欠けてしまうことが課題である。（学び推進課） ○幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上 ・研修会が実施され、職員間の理解は深まるものの、日常の保育や授業での連携や情報共有が十分

つくば市教育振興基本計画 課題シート

	に進んでいない場合がある。職員間の協力体制を十分に機能させるためには、研修後のフォローアップや定期的な情報交換の機会が必要である。地域との連携では、活動の調整やスケジュールの設定がスムーズに進むように、計画的に取り組んでいくことが課題である。（学び推進課） 施策3 学校外の学びの充実 ○実体験を大切にする学びの充実 ・事業の開催時期の考慮と市として支援できる内容を明確に示すことが必要。補助金の申請については、毎年、同団体からの申請が多く、他団体との平等性に懸念がある。（生涯学習推進課） ○非認知能力を高める学びの充実 ・「幸せな学校づくりアンケート」を継続して行い、経年変化を見ていくこと、また、子どもの生活状況や心理面を把握する「i-check」質問も併せて各学校が、引き続き非認知能力の重要性を感じられるようにしていく。また、医療的ケア児や特別支援学級の子ども達への合理的配慮、食物アレルギーのケア、安全面の確保など、多様な子ども達が増えている状況の中で、学校が校外学習を行うことには、様々なリスクが伴うため、限られた学校職員では対応しきれない状況が生まれている。そのため、このような活動を持続可能にするためには、保護者や地域の理解と協力がより一層必要であり、今後は欠かせない条件となる。（学び推進課） ・特に入学説明会時に家庭教育セミナーを行う場合、時間に制限があり学校の負担にもなりかねないため、別の機会に社会教育指導員が訪問して家庭教育について説明を行うようにする等の工夫が必要である。（生涯学習推進課）	
アンケート調査結果 《参考》	調査結果概要	問番号
	個別最適な学びと協働的な学びの往還：協働の学び 「授業では、自分が必要な時に、仲間と協力しながら学んでいる」に“肯定的”な割合が91%	問20
	個別最適な学びと協働的な学びの往還：本物の学び 「授業では、自分の生活に結びつけて考えようとしている」に“肯定的”な割合が74%	問13
統計データ等	（令和6年度全国学力・学習状況調査） ●5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器の利用頻度について、「ほぼ毎日」が26.3%と、全国、茨城県より高くなっている。（小学生） ●1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたかについて、「ほぼ毎日」が36.0%と最も高く、全国より高く、茨城県より低くなっている。（中学生） ●授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切に、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますかについて、小学生では「当てはまる」が47.4%と、全国と同程度、茨城県より低くなっている。中学生では、「当てはまる」が49.7%と最も高く、全国より高く、茨城県より低くなっている。 ●総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますかについて、小学生では「当てはまる」が35.4%と、全国、茨城県より低い。中学生では、「当てはまる」が30.0%と、全国、茨城県より低い。	
次期計画に向けた課題	施策1 個別・双方向の学びの推進 本市では、個別・双方向の学びを推進していく上で、学校ごとに異なる状況やニーズに対応するため、それぞれの学校に合ったアプローチが求められます。 また、令和6年度全国学力・学習状況調査結果をみると、小学生、中学生ともにICT機器の利用頻度について「ほぼ毎日」が全国平均より高くなっています。ICT活用やAI導入により、教員が新しいツールや技術を学び続ける必要があり、そのための授業準備や振り返りの時間が十分ない課題があがっています。さらに、プロジェクト学習を推進するためには、地域の資源や外部人材と連携することが重要であり、効果的に活用するための体制づくりが必要です。さらに、小中一貫教育で異学年交流を進めるには、学校間での情報共有と実践の場を広げる必要があります。 施策2 幼児教育の充実 本市の幼児教育においては、子どもたちが遊びを通じて学べる環境づくりや教材の工夫が重要であり、保育者が発達段階を理解し、日々の観察に基づいて適切な支援を行うことが求められます。 また、学びに向かう力を育むため、保育者は遊びを中心に非認知能力を高める保育を行うべきですが、小学校の学習内容を先取りしすぎることが懸念されます。さらに、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行が進んでおり、今後も、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小	

つくば市教育振興基本計画 課題シート

学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

さらに、幼稚園、家庭、地域との連携による教育力の向上は進んでいるものの、引き続き情報共有や協力体制の強化が必要です。

施策3 学校外の学びの充実

本市の学校外の学びには、実体験を重視した事業の開催時期や市の支援内容の明確化が必要となっています。

また、非認知能力を高める学びでは、「幸せな学校づくりアンケート」や生活・心理面を把握する取り組みが進んでいますが、医療的ケア児や特別支援学級の子どもたちへの対応にはリスクが伴い、限られた職員での対応が難しくなっています。そのため、保護者や地域の協力が不可欠となり、持続可能な活動のための支援体制の充実が必要です。

令和6年度全国学力・学習状況調査結果をみると、授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にしてお互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますかについて、小学生、中学生ともに「当てはまる」が茨城県より低くなっています。また、総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますかについて、小学生、中学生ともに「当てはまる」が全国、茨城県より低くなっています。今後も、複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、課題解決力・コミュニケーション力といった資質・能力の育成が必要です。

さらに、家庭教育セミナーの実施においては時間的制約があり、学校の負担を軽減するための工夫が必要です。

つくば市教育振興基本計画 課題シート

基本方針２ 豊かな心と健やかな体を育む

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標2 豊かな心の育成 目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して> 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する
現行計画の方向性	施策1 豊かな心の育成 施策2 健やかな体の育成 施策3 学びの場の感染症対策の徹底
現状の取組と課題	施策1 豊かな心の育成 ○道徳教育の推進 ・道徳性は学校生活だけに限られたものではなく、家庭や地域社会において児童生徒の具体的な行動を支える内面的な資質を育成することが求められる。このことから、地域人材を活用することで、地域社会とのかかわりについての思いを深めたり、多様な価値に気付いたりする活動を今後も積極的に行っていく必要がある。（学び推進課） ○人権教育の推進 ・人権の課題や内容は多岐にわたるが、各学校においてなかなか全ての課題や内容を網羅することはできない。（学び推進課） ○情操教育の推進 ・地域の豊かな自然を教材としたり、他者との交流や協働を意識した探究学習を通して、継続的に情操豊かな児童生徒の育成を目指していく必要がある。（学び推進課） ○芸術文化活動の推進 ・文化芸術課や文化振興財団と連携しながら事業実施者の情報を把握し、学校へ情報提供を図ることで円滑な事業実施に努める必要がある。（教育総務課） ○読書活動の推進 ・学校ごとに、図書の貸出数や利用者数に差があることが課題である。県主催の「みんなにすすめたい一冊の本」推進事業においても、取組状況や達成者数に差があり、児童生徒における読書活動推進を継続する必要がある。（学び推進課） ・児童・生徒に本や読書に興味を持ってもらうためには、ブックトーク実施にあたり、本の選定やシナリオ作成が重要となることから、専門的知識を持った職員を継続的に採用していく必要がある。また、自動車図書館では、児童・生徒がより多くの図書に触れられるよう、継続的に良質な図書を収集していく必要がある。（中央図書館） ○いじめを防止する取組の充実 ・弁護士に講師をお願いしているいじめ防止授業は、講師人員の確保や予算の確保等の問題で希望する学校全てで実施できていない。（学び推進課） 施策2 健やかな体の育成 ○保健学習・食育の充実 ・日常生活における、運動習慣や望ましい食の習慣を形成するために、学校教育の活動のみで対応することは難しい。真に子どもたちの健康に寄与するものとするためには、保健に関する家庭向け文書の周知やコミュニティ・スクールにおいて協議議題に取り上げるといった家庭や地域との連携が必須である。（学び推進課） ・食育授業を行う生産者が固定化されているため、他の生産者にも普及させることが課題となっている。（健康教育課） ○安全教育の充実と防災教育の推進 ・様々な自然災害や多様な事件・事故の危険性がある現代社会においては、未知の状況にも適切な意思決定をし、行動することができるスキルや人間性の育成が求められている。このことから、常に情報をアップデートしたり、あらゆる場面を想定した訓練や会議を通してブラッシュアップしたりしていく必要がある。（学び推進課） ・学校防災連絡会議については、各学校の地域特性や学校の規模に合わせた取組が実施できるよう、講師の情報提供等に努めていく必要がある。（教育総務課） ○学校保健の充実 ・定期健康診断や就学時健康診断等を実施するに当たり学校医等との日程調整が困難である。（健康教育課） ○部活動への支援と適正な実施

つくば市教育振興基本計画 課題シート

	・部活動指導員においては、学校とのマッチングにおいて、全ての学校の希望に対応できていないことや部活動指導員の確保が課題である。（学び推進課） ・全国及び関東大会への出場補助金の在り方については、部活動の地域移行の状況を注視しながら、検討していく必要がある。（教育総務課） 施策3 学びの場の感染症対策の徹底 ○感染症対策の指導、実施 ・体調が悪い場合の休養は、各家庭の判断に委ねる部分も多いため、無理をして登園・登校しているとみられる事例もある。（学び推進課） ○集団感染のリスクへの対応 ・マスクの着用が同調圧力によるものであると感じ、外すことに懸念を感じている児童・生徒もいる。（学び推進課） ○重症化のリスクの高い園児児童生徒等への対応 ・疾患へのリスクを抱える多様な園児児童生徒への対応を、個に応じて学校は一つ一つ考えていく必要がある。（学び推進課） ○教職員の感染症対策 ・ICTを活用することで、常に教職員の生活を情報で縛ることもつながってしまう。特に、体調不良で休養している際や夜間又は早朝など、時間・状況に対応した情報の取り扱いに配慮が必要である。（学び推進課） ○感染が広がった場合における対応 ・感染症の流行が発生した際、感染した児童・生徒の罪悪感等、感染した側、感染させてしまったであろう側、双方への配慮、声掛けが大切である。（学び推進課）	
アンケート 調査結果 《参考》	調査結果概要	問番号
	幸せに向かうために育んでほしい非認知能力：他者への受容感 「自分とは違う考えや気持ちを持っている人の話でも、最初から否定しないで聞くことができる」に“肯定的”な割合が92%	問35
統計データ等	（令和6年度全国学力・学習状況調査） ●自分には、よいところがありますかについて、小学生では「当てはまる」が44.9%と最も高く、全国、茨城県より高くなっている。中学生では、「当てはまる」が40.7%と全国、茨城県より高い。 ●本の所持数について、101冊以上の割合が小学生で41.1%、中学生で32.7%と全国、茨城県より高い。 ●朝食を毎日食べているかについて、小学生では「している」が85.2%と全国や茨城県より高い。中学生では「している」が82.4%と最も高く、全国、茨城県より高い。 ●決まった時間に起床、就寝している割合が全国、茨城県より高い。 ○いじめの認知件数の推移【学び推進課】：令和5年度で小学生1,316件、中学生390件で増加傾向	
次期計画に向けた課題	施策1 豊かな心の育成 本市では、子どもの豊かな心の育成のため、道徳教育や情操教育などの充実を図っており、令和6年度全国学力・学習状況調査結果をみると、自分には、よいところがあると思う割合は、小学生、中学生ともに全国、茨城県より高くなっています。生きる力の根っこにある「自尊感情」を育むことで、人とのつながりを大切に、人を思いやることができます。 今後も、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳教育を推進していくことが必要です。 また、令和6年度全国学力・学習状況調査結果をみると、本の所持数について101冊以上の割合が小学生で41.1%、中学生で32.7%と全国、茨城県より高くなっています。 その中で、読書活動における学校間で貸出数や利用者数に差があり、より効果的な取り組みが課題となっています。 また、いじめの認知件数は増加傾向にあります。いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けた取り組みが必要です。 施策2 健やかな体の育成 本市では、子どもの健やかな体の育成のため、保健学習や食育等の充実に努めています。令和6	

つくば市教育振興基本計画 課題シート

年度全国学力・学習状況調査結果をみると、朝食を毎日食べている割合は、小学生、中学生ともに8割を超えており、全国、茨城県より高くなっています。また、決まった時間に起床、就寝している割合も全国、茨城県より高くなっており、規則正しい生活習慣が身についている傾向がうかがえます。

今後も、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するため、物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実することが必要です。

また、学校での食育とともに、朝食の摂取率は家庭の影響が大きいので、家庭との連携を図り、さらなる推進を図っていくことが求められます。

今後も、食育の推進に向けた取組を継続するとともに、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食に関する指導の体制整備が必要です。

安全教育と防災教育では、様々な自然災害や多様な事件・事故の危険性がある現代社会においては、未知の状況でも適切な意思決定をし、行動することができるスキルや人間性の育成が求められています。今後も、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校における安全教育、学校における安全管理、防災教育に取り組むことが必要です。

施策3 学びの場の感染症対策の徹底

本市では、学びの場の感染症対策として、体調が悪い場合の休養については家庭の判断に依存しており、無理して登校しているケースも見られます。また、集団感染のリスクに対応するためのマスク着用について、外すことへの不安を感じる児童・生徒がいます。さらに、重症化リスクが高い児童生徒には個別対応が求められますが、学校は一人ひとりに適した対応策を考慮する必要があります。教職員については、ICTの活用が情報過多や過度な監視感につながり、特に体調不良時や夜間・早朝の対応に配慮が必要です。また、感染が広がった場合は、感染した児童生徒の罪悪感に配慮することが必要です。

つくば市教育振興基本計画 課題シート

基本方針3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 目標4 グローバル社会における人材育成 目標5 イノベーションを担う人材育成 目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して> 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
現行計画の方向性	施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進 施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援 施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進
現状の取組と課題	施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進 ○一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ・特別支援教育への関心が高まるとともに、教育的ニーズが多様化している。個々のニーズに対応するためには、更なる研修の充実が課題である。（学び推進課・特別支援教育推進室） ・エレベーターの設置については、既存建築物にエレベーターを増築する場合、法の遡及適用を受け既存の不適合部分を改修する必要がある。建物全体の改修になり、大きな財政負担を強いられる。（教育施設課） ○児童生徒の相互理解を深め、豊かな人間性を育むための交流および共同学習の充実 ・特に、通常の学級と特別支援学級との交流および共同学習については、個々の特性に応じた教育課程の編成が課題である。個別のアセスメントに基づいた編成をする必要がある。（学び推進課・特別支援教育推進室） ○帰国・外国人児童生徒への支援 ・年度途中で日本語学習支援が必要な児童生徒が各学校に転入すると、日本語学習支援に必要な教員やボランティア、支援員に対する追加のニーズが高まる。ボランティアの時数や、日本語学習支援員の人数など、限られた人員等で適切な学習支援ができるよう調整していくことが課題である。（学び推進課） ○市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施 ・家庭教育学級全般について言えることだが、参加者が少ないことが課題である。実施曜日、時間、形態等を工夫する必要がある。障害者のための生涯学習講座については、実施にあたって配慮を要する点が多いため、事業規模の拡大を図ることが難しい。参加者の自主性を重視するなど、質の向上に取り組んでいく必要がある。（生涯学習推進課） 施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援 ○保護者の抱える教育上の悩みへの対応 ・スクールカウンセラーにおいては、学校希望や相談件数のばらつきが見られる。面談の日程を調整する上で待機状況が生まれている学校もあるが、スクールカウンセラーの勤務日を調整するなど柔軟な対応を行っている。（教育相談センター・学び推進課） ○いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実 ・相談センターや民間を含むフリースクール等関係機関と連携できない児童生徒もいることから、関わりがもてていない家庭への支援が課題である。（教育相談センター・学び推進課） 施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進 ○生涯学習社会の推進 ・令和8年度からは、（仮称）第4次つくば市生涯学習推進基本計画を策定の上、生涯学習社会の実現を目指していくことになるため、市民の生涯学習の現状や市民意見を踏まえて、今後の生涯学習推進に取り組んでいく必要がある。（生涯学習推進課） ○生涯学習のための集いの場の提供 ・社会教育施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要である。オンラインによる講座の開催については、効率良く受講できる利点はあるものの、受講者同士のつながりの希薄化、子育て等に対する不安を共有できる仲間ができていく等の課題もあることから、慎重に実施方法を検討する必要がある。（生涯学習推進課） ○社会教育の振興

つくば市教育振興基本計画 課題シート

	・社会教育委員会議の開催回数を増やし、社会教育委員の意見交換等をより活発化させたいとの意見が委員より上がっている。（生涯学習推進課） ○家庭教育の支援 ・学校における家庭教育学級について、家庭教育学級役員の負担感や参加者が少ないことが課題である。社会情勢にあわせた実施方法とする必要がある。（生涯学習推進課） ○青少年の健全育成事業の充実 ・事業を継続するための青少年相談員の高齢化と新規登録者の確保。地域及び一人一人への活動に対する周知が必要。（生涯学習推進課）	
アンケート調査結果 《参考》	調査結果概要	問番号
	幸せに向かうために育んでほしい非認知能力：自己受容感 「自分には「よい」と思えるところがある」に“肯定的”な割合が84%	問33
	子どもが自己決定できる学校環境：安心できる学校環境 「学校には、自分の気持ちを分かろうとしてくれる仲間がいる」に“肯定的”な割合が92%	問22
	子どもが自己決定できる学校環境：安心できる学校環境 「学校には、自分の気持ちを分かろうとしてくれる先生や大人がいる」に“肯定的”な割合が87%	問23
	幸せに向かうために育んでほしい非認知能力：自己効力感 「学校で困ったことがあったとき、誰かに助けを求めることができる」に“肯定的”な割合が83%	問39
統計データ等	○特別支援学級数の推移【特別支援教育推進室】：令和6年度で234学級と増加傾向 ○不登校児童・生徒数の推移【学び推進課】：令和5年度で小学生360人、中学生449人と増加傾向 ○語学支援が必要な児童・生徒数の推移【学び推進課】：令和6年度で小学生199人、中学生39人 ○スクールカウンセラーの人数の推移【教育相談センター】：令和6年度で30人と増加	
次期計画に向けた課題	施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進において、令和6年度で特別支援学級数は234学級と増加傾向となっています。特別支援教育に対する関心は高まっているものの、個別の教育的ニーズに対応するためには、更に研修の充実が求められます。今後も継続して、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という理念に基づき、個別の指導計画を軸とした根拠ある合理的配慮の提供と、個に応じた多様な学びの場の充実に継続して取り組む必要があります。 語学支援が必要な児童・生徒数は令和6年度で小学生199人、中学生39人となっています。帰国・外国人児童への支援では、限られたリソースで適切な学習支援を行うための調整が課題となっています。さらに、市民への人権尊重の啓発活動では、家庭教育学級への参加者が少ないことが問題であり、実施形態や時間帯の工夫が必要となっています。 施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援 本市のスクールカウンセラーの人数は令和6年度で30人と増加しています。教育相談体制においては、現状としてスクールカウンセラーの利用にばらつきがあり、学校によっては面談の日程調整に待機状況が発生しています。このため、スクールカウンセラーの勤務日調整を行うなど、柔軟な対応が求められています。 また、本市の不登校児童・生徒数は、令和5年度で小学生360人、中学生449人と増加傾向にあります。いじめや不登校、貧困などの困難を抱える子どもたちへの支援体制の充実を進めていますが、教育相談センターや民間のフリースクールと連携できない児童生徒がいることが課題です。今後も、支援が行き届かない家庭に対して、更なるアプローチが重要であり、関係機関との連携強化が必要です。 施策3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進において、現状として、令和8年度から策定される「第4次つくば市生涯学習推進基本計画」に基づき、市民の意見を反映させた推進が求められています。社会教育施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新が急務となっています。また、オンライン講座の開催には効率的な受講の利点がある一方、受講者同士のつながりの希薄化が課題となっています。家庭教育学級の参加者不足や役員の負担感もあり、柔軟な実施方法が必要です。さらに、青少年相談員の高齢化や新規登録者の確保が難しく、地域や個別の周知が課題です。	

つくば市教育振興基本計画 課題シート

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する

基本方針4 学び続ける教職員を支援する

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標1 1 教育DXの推進・デジタル人材の育成 目標1 2 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 目標1 5 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して> 連携・分担による学校マネジメントを実現する これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する	
現行計画の方向性	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援 施策2 教職員の「働き方改革」の推進	
現状の取組と課題	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援 ○教職員研修の充実 ・社会や学校のニーズに応じるため、様々な方法での研修を実施した。今後は、好事例の横展開を図るため、更なる資料や動画教材の共有も検討する。（総合教育研究所） ○教職員の人材育成と学校組織の活性化 ・学校をとりまく課題の多様化は年々増す一方であり。管理職のマネジメントにおける資質・能力の向上については引き続き注力すべき課題である。また、教員自身が自主的に研鑽が積めるマインドセットの構築やそのために生み出さなければいけない時間の確保が大変重要である。なお、研修の予算については、学校がより使いやすくするよう行政が学校と意見交換を重ね、工夫する必要がある。（学び推進課） ○教職員のメンタルヘルスケアの充実 ・各学校長の裁量による取組となるため、水平展開する方法の検討が必要である。（教育総務課） ・高ストレス者に対して産業医の面接指導を受診するよう勧奨しているが面接指導を受診する教職員が少ない。（健康教育課） 施策2 教職員の「働き方改革」の推進 ○外部人材との連携 ・コミュニティ・スクール等との連携を図っていく必要がある。（教育総務課） ・部活動指導員の確保と地域移行における受け皿団体と学校部活動の円滑なマッチングが課題である。（学び推進課） ○サポートスタッフの充実 ・ALTについては、今後も定期的に研修を継続し、人材育成を図る必要がある。（学び推進課） ・スクールカウンセラーについては、研修等の充実を図り、資質向上を図るとともに、学校との連携を密にした組織的な対応を継続的に行うことが課題である。（教育相談センター） ・学校サポーター、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、今後も継続して配置する。（教育総務課） ○校務の効率化の推進 ・校務支援システムの帳票について、本市の帳票に合わせるように調整を図っている。手入力や二重登録をできるだけ省けるよう、引き続きカスタマイズしていく。また、学校全体の情報基盤の一元管理は、一部の業務にとどまっているため、今後さらに進めていく。（総合教育研究所） ・市会計年度任用職員の勤務報告関係について、事務処理の効率化の検討が必要である。（教育総務課）	
アンケート調査結果 《参考》	調査結果概要	問番号
	学校生活の充実感 「先生とお話しする時間」に“肯定的”な割合が84%	問9

つくば市教育振興基本計画 課題シート

統計データ等	—
次期計画に向けた課題	施策1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援 本市では、カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援として、社会や学校のニーズに応じた研修を実施しており、今後は好事例の横展開や動画教材の共有が求められます。 学校を取り巻く課題の多様化に対応するためには、管理職のマネジメント能力の向上が不可欠です。また、教員が自主的に研鑽を積むための時間確保やマインドセットの構築が重要な課題となっています。さらに、教職員のメンタルヘルスケアでは、各学校長の裁量に依存しているため、水平展開方法の検討が必要であり、高ストレス教職員に対する産業医の面接指導受診率向上が必要です。 施策2 教職員の「働き方改革」の推進 本市では、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成を促すなど人材育成に努めています。 教職員の「働き方改革」においては、外部人材との連携強化が求められています。特に、コミュニティ・スクールとの連携や部活動指導員の確保・マッチングが課題となっています。 また、サポートスタッフに関しては、ALT やスクールカウンセラーの研修を継続し、資質向上と学校との密接な連携が重要です。校務の効率化を進めている中で、校務支援システムのカスタマイズや情報基盤の一元管理を進める必要があり、市会計年度任用職員の事務処理効率化も検討課題となっており、教職員の業務の負担軽減と労働環境の改善が必要です。

つくば市教育振興基本計画 課題シート

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成 目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して> 連携・分担による学校マネジメントを実現する これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する	
現行計画の方向性	施策1 学校施設・教育用備品等の充実 施策2 学校の安全体制の確立 施策3 学校等の適正配置 施策4 学校給食の充実	
現状の取組と課題	施策1 学校施設・教育用備品等の充実 ○学校施設の計画的な整備および施設の管理 ・昭和50年代に建設された学校施設が多く、築40年を経過し老朽化に伴う不具合が発生しているため、早急な改修が必要である。また、資材高騰や労務単価の上昇に起因した建設工事のコスト上昇は、今後実施していく建設や改修にあたって市の財政負担が大きい。（教育施設課） ○教材および管理備品の計画的な整備 ・施設の老朽化同様、各学校の備品も古くなっている物の買い替えや未整備のものが多いため、優先順位をつけて計画的に整備することが重要である。（教育施設課） 施策2 学校の安全体制の確立 ○防犯、防災体制の充実 ・様々な自然災害や多様な事件・事故の危険性がある現代社会においては、未知の状況にも適切な意思決定をし、行動することができるスキルや人間性の育成が求められている。このことから、常に情報をアップデートしたり、あらゆる場面を想定した訓練や会議を通してブラッシュアップしたりしていく必要がある。（学び推進課） ・学校防災連絡会議については、各学校の地域特性や学校の規模に合わせた取組が実施できるよう、講師の情報提供等に努めていく必要がある。（教育総務課） ○通学の安全確保 ・毎年度、各学校から通学路の点検要望箇所の報告をもらい、10月中旬～下旬にかけて教育委員会、学校、PTA、警察、県・市の道路担当部署とともに危険箇所の点検を行い、安全確保のための対策を協議する。点検結果については、1月下旬を目安にホームページで公表する。（学務課） 施策3 学校等の適正配置 ○学校等の適正配置の推進 ・複式学級が見込まれる小規模化や、大規模マンション等の開発による人口増など、各学校それぞれの地域によって様々な課題があるため、地域住民との合意形成を図りながら学区の検討を進める必要がある。（学務課） 施策4 学校給食の充実 ○学校給食センターの整備 ・つくば市で初めて炊飯設備を導入したため、供用開始までに十分なシミュレーションを行い、安定して米飯を提供できる体制を整える必要がある。（健康教育課） ○安全・安心な学校給食の提供 ・大規模給食センターの出荷量に対応できる農産物が少ないことや献立と野菜の集荷時期が合わず、つくば市産を使用できないことが課題であり、生産者との会議や農業政策課との連携により改善を図っていく。（健康教育課）	
アンケート 調査結果 《参考》	調査結果概要	問番号
	学校生活の充実感 「給食の時間」に“肯定的”な割合が92%	問6

つくば市教育振興基本計画 課題シート

統計データ等	—
次期計画に向けた課題	施策１ 学校施設・教育用備品等の充実 学校施設および教育用備品の整備に関して、昭和 50 年代に建設された学校施設が多く、築 40 年以上が経過しているため、老朽化に伴う不具合が発生しています。このため、早急な改修が求められていますが、資材や労務費の高騰が財政負担となり、改修工事のコスト上昇が課題です。 また、各学校の教材や管理備品も古く、未整備のものが多いため、優先順位をつけた計画的な整備が必要であり、これらの課題に対応するためには、限られた予算の中で効率的に整備を進めることが求められます。 施策２ 学校の安全体制の確立 現代社会における学校の安全体制の確立には、防犯や防災の強化が重要な課題です。自然災害や事件・事故のリスクに対応するためには、学校内で適切な意思決定と行動ができるスキルや人間性を育む必要があります。そのため、訓練や会議を通じて常に情報を更新し、さまざまな状況を想定した対応力を高めることが求められています。 また、学校防災連絡会議では、各学校の地域特性に合わせた対応が必要です。さらに、通学路の安全確保に向けて、毎年度の点検と対策協議を行い、危険箇所の改善を進めており、今後も継続的な安全確保が必要です。 施策３ 学校等の適正配置 学校等の適正配置については、複式学級が見込まれる小規模化や、大規模マンション等の開発による人口増加など、各学校それぞれの地域によって様々な課題があるため、地域住民との合意形成を図りながら学区の検討等を進める必要があります。 施策４ 学校給食の充実 学校給食の充実には、学校給食センターの整備と安全・安心な給食の提供が重要な課題です。つくば市では初めて炊飯設備を導入し、安定的な米飯提供体制を整えるため、シミュレーションを十分に行う必要があります。 また、地元産食材の使用を進めるためには、給食センターの出荷量に見合う農産物の確保が課題です。特に、献立と野菜の集荷時期の不一致により、市内産の使用が難しいことが問題となっています。このため、農業政策課や生産者との連携強化を図り、地元産食材の利用促進に努める必要があります。

つくば市教育振興基本計画 課題シート

基本方針6 ICTを活用した教育を推進する

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成 目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 目標16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して> 連携・分担による学校マネジメントを実現する これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する	
現行計画の方向性	施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実 施策2 ICT教育環境の充実	
現状の取組と課題	施策1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実 ○GIGAスクール構想の推進 ・学習者用端末を活用することが目的にならないよう、学習のめあてを明確にして、より効果的に学習者用端末を活用することができるようにする。引き続き好事例を共有・紹介し広く周知する必要がある。（総合教育研究所） ○個別最適な学びの推進 ・学習者用端末を適切に活用し、より深い学びや個別最適な学びに活用できるよう、学校での学習者用端末活用のルールだけでなく、家庭における活用のきまりを保護者とともに考える機会を設けることを検討する必要がある。（総合教育研究所） ○学校と家庭をつなぐシームレスな学びの推進 ・すべての児童生徒の学びを保障するため、非常時でも学習者用端末を活用した学びを進められるように、普段から遠隔システムを活用した学びの手順を習得し、慣れておくことが重要である。平常時に様々な形でオンラインを活用した学びを計画的に実施することによって、非常時にも学びの保障ができるようにするために、オンラインを活用した学びを年間指導計画に位置付ける必要がある。（総合教育研究所） 施策2 ICT教育環境の充実 ○ICT環境の計画的な整備 ・学習者用端末の活用頻度が上がり、活用するソフトウェアも多岐にわたるようになっているため、継続してネットワークアセスメントを実施し、必要に応じてインターネット環境の更なる増強を検討する必要がある。（総合教育研究所） ○ICT活用を支援する人的配置 ・学校からの要請に応じて支援をする要請サポートが増加している。学校のニーズにあった適切な支援ができるよう、今後、より支援員の研修を充実させる。（総合教育研究所） ○ICT教育に関するコンテンツや研修の充実 ・プログラミング教材を活用した資料や生成AI活用事例資料等、ニーズに合わせて更新する必要がある資料もあるため、学校現場の要請に応じて共有資料の整備を進める。（総合教育研究所）	
アンケート 調査結果 「参考」	調査結果概要	問番号
	—	
統計データ等	（令和6年度全国学力・学習状況調査） ●5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器の利用頻度について、「ほぼ毎日」が26.3%と、全国、茨城県より高くなっている。（小学生） ●1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたかについて、「ほぼ毎日」が36.0%と最も高く、全国より高く、茨城県より低くなっている。（中学生）	

つくば市教育振興基本計画 課題シート

次期計画に向けた課題	施策１ 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実には、GIGA スクール構想の推進と個別最適な学びの確立が鍵となります。学習者用端末の導入が進み、児童生徒の ICT 機器の利用頻度が高まる中で、その活用が単なるツールとしての使用に終わらないよう、学習の目的と目標を明確に設定することが重要です。学びの効果を最大化するためには、端末の使用方法を教師がしっかりと指導し、好事例を共有することで、より広く周知し、実践に活かしていく必要があります。 また、個別最適な学びを推進するために、学習者用端末を単に学習の補助ツールとしてではなく、深い学びに繋がる手段として活用することが求められます。特に、家庭と学校の連携が不可欠であり、保護者と一緒に家庭での活用ルールを考える場を設けることが、効果的な学びの環境を作るために必要です。 さらに、非常時でも学びを保障できるよう、普段から遠隔システムを活用した学びの手順を習得し、年間指導計画に組み込むことが課題です。これにより、非常時にも学びの継続が可能な体制を整える必要があります。 施策２ ICT教育環境の充実 本市の ICT 教育環境においては、学習者用端末の活用頻度が増加し、それに伴うソフトウェアの多様化に対応するため、ネットワーク環境の継続的な評価と強化が求められます。インターネット環境の増強を検討し、安定した学習支援を提供することが重要です。 また、学校の ICT 活用支援要請が増加している中で、支援員の研修を充実させ、ニーズに即した効果的な支援ができる体制を整備することが課題です。さらに、プログラミング教材や生成 AI 活用事例資料の更新も必要であり、学校現場の要請に応じて、ICT 教育に関するコンテンツや研修を充実させることが求められています。
------------	--

つくば市教育振興基本計画 課題シート

基本方針7 「学び」を支える施設を整備する

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成 目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 目標16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して> 連携・分担による学校マネジメントを実現する これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する	
現行計画の方向性	施策1 図書館サービスの充実 施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備	
現状の取組と課題	施策1 図書館サービスの充実 ○安全で利便性の高い図書館サービスの提供 ・現在、開館から34年が経過した中央図書館では、老朽化や構造上の不具合に起因する予定外の故障や・修繕が頻発しているため、修繕の予定を早めたり、順番の見直しを迫られる状況があり、それらに対応するための予算の確保が重要となっている。ただし経費は茨城県の負担金に伴うことから、予算確保は事前に茨城県との協議を行う必要がある。また、自動車図書館の車両1台が導入から20年以上経過しており車体等の劣化も進んでいるため更新が必要となっている。事業や業務内容が増えており、現在の組織体制では、業務を執行することが困難となっているため、系の増設が必要である。（中央図書館） ○資料の質的充実による市民サービスの向上 ・市内唯一の公共図書館であるが、開館当初に比べ人口が大幅に増え、ニーズも多様化している。利用者から蔵書増の要望が多数寄せられているが、現在の書架数等の規模では、市民全体へのサービスを行うには十分とは言えない。新しい図書館の検討や電子図書館の充実が求められる。事業や業務内容が増えており、現在の組織体制では、業務を執行することが困難となっているため、系の増設が必要である。（中央図書館） ○図書館サービスの全域化 ・自動車図書館のステーションの見直し、サービスポイントの増加に伴う配送要員と車両の確保、拠点増に対応するための配送回数及びルート継続的な見直しが必要となる。（中央図書館） 施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備 ○文化財の保存活用の推進 ・人口の増加に伴う開発対応のための埋蔵文化財調査が増加し、人員の不足が恒常化していることで、他の事業を圧迫している。調査・保存に重点を置かざるを得ない状況の中で、活用事業をバランス良く実施していくことが課題となる。（文化財課） ○伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実 ・新型コロナウイルス感染症の影響で減少した学校授業での展示施設見学を回復させるとともに、動画配信や体験的活動等、学ぶ機会の多様化を図っていくことが課題である。また、展示施設についても、施設や設備の経年劣化に対応しながら、内容を充実させていく必要がある。（文化財課）	
アンケート 調査結果 《参考》	調査結果概要	問番号
	—	
統計データ等	○図書館の利用状況の推移【中央図書館】：令和5年 貸出人数（中央図書館の個人・団体・相互貸借貸出人数。電子図書館等は除く）225,036人 貸出人数（電子図書館（令和4年10月～）13,164人 増加傾向	

つくば市教育振興基本計画 課題シート

次期計画に向けた 課題	施策１ 図書館サービスの充実 本市の図書館サービスにおいては、老朽化が進む中央図書館の修繕や、20 年以上経過した自動車図書館の車両更新が急務となっています。 また、市民の多様化するニーズに応えるため、蔵書の増加や新しい図書館、電子図書館の充実も求められています。現在の組織体制では業務が増加しており、係の増設や、自動車図書館のサービス拡大にはステーションや配送体制の見直し、配送要員の確保が不可欠となっています。 施策２ つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備 つくば市の歴史や伝統文化を体験できる場の整備には、文化財の保存と活用のバランスが重要です。人口増加に伴い、埋蔵文化財調査が増加し、対応する人員不足が課題となっています。 また、学校での展示施設見学が新型コロナウイルスの影響で減少したため、これを回復させるとともに、動画配信や体験的な学びの機会を増やす必要があります。さらに、展示施設の経年劣化に対応し、展示内容を充実させることも必要です。
----------------	--

つくば市教育振興基本計画 課題シート

基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する。

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標8 生涯学び、活躍できる環境整備	
現行計画の方向性	施策1 つくばの特性をいかした学びの推進	
現状の取組と課題	施策1 つくばの特性をいかした学びの推進 ○「科学のまち」の特性をいかした学びの推進 ・児童生徒の科学への気付きを与える点で教育的効果が高いが、つくばちびっ子博士・つくば科学出前レクチャー・つくば科学フェスティバル実施のための業務負担が大きい。デジタル化の推進や業務フローの見直しなどの業務効率の改善を行いつつ、今まで以上に学びを深めることができるコンテンツ作りに努める必要がある。（生涯学習推進課） ○豊かな自然・文化をいかした学びの推進 ・授業を行うのは学校の教師となるため、まず教師に市内の歴史や文化、自然の特徴を知ってもらうことが必要となる。また、市が持っている資料や情報を、学校で使いやすいような教材として提供していく必要がある。（文化財課）	
アンケート調査結果 《参考》	調査結果概要	問番号
	—	
統計データ等	—	
次期計画に向けた課題	施策1 つくばの特性をいかした学びの推進 つくばの特性を生かした学びを推進していくためには、「科学のまち」としての特徴を活用することが重要です。科学への気付きを促す活動（つくばちびっ子博士、出前レクチャー、科学フェスティバルなど）は教育的効果が高い一方で、業務負担が大きいため、デジタル化や業務フローの見直しとともに、効率化を図りながら、学びの深さを増すコンテンツづくりが必要です。 また、豊かな自然や文化を生かした学びを進めていくためには、教師が市内の歴史や文化、自然を理解することが重要であり、市が持つ資料を活用し、学校で使いやすい教材の提供が必要です。	

つくば市教育振興基本計画 課題シート

基本方針９ 「学び」を支える協働体制を充実する

国の方針	<国 第4期教育振興基本計画> 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 目標14 NP0・企業・地域団体等との連携・協働 <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して> 連携・分担による学校マネジメントを実現する 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する	
現行計画の方向性	施策1 社会全体で支える子どもたちの学び 施策2 家庭への支援の充実	
現状の取組と課題	施策1 社会全体で支える子どもたちの学び ○学校・家庭・地域・行政の連携・協働 ・コミュニティ・スクールの導入は順調に進んでいるが、今後は、持続可能な運営体制の構築や、地域との信頼関係の構築、より積極的な地域人材との連携が課題となっている。（生涯学習推進課） ・コミュニティ・スクール等との連携を図っていく必要がある。（教育総務課） ○家庭や地域の教育力の向上 ・各学校における家庭教育学級への参加者が少ないことが課題である。実施形態、曜日、時間等の工夫が必要である。オンラインや動画配信による講座の開催については、効率良く受講できる利点はあるものの、受講者同士のつながりの希薄化、子育て等に対する不安を共有できる仲間がでにくい等の課題もあることから、慎重に実施方法を検討する必要がある。（生涯学習推進課） ○公民連携で推進するフリースクール等地域資源の活用 ・トライグループに運営を委託している「ここにこ広場」の委託終了に伴い、通所していた児童生徒の次の居場所確保に向けた支援は課題である。フリースクールの運営においては、運営側の方針や特色が異なるため、フリースクールでの子どもの学習の様子や生活等の状況について、学校と共有を図りながら、継続的な支援を行っていくことが課題である。（学び推進課） ・引き続き、地域のスポーツ団体等から専門性の高い人材の確保に努める必要がある。（教育総務課） 施策2 家庭への支援の充実 ○放課後等の学習支援の充実 ・地域に根差し、学校や生徒と信頼関係を築ける学習チューターや、市内広範囲で活動できる学習チューター等、より質の高いチューターを確保することが課題となっている。（生涯学習推進課） ○スクールソーシャルワーカー配置によるサポート強化 ・保護者や家庭が抱える問題は多様であるため、ソーシャルワーカーには、多様なケースに対応する対応力や専門的な知見が必要となる。事例研修を含む研修の在り方や資質向上を行い、人材育成も課題である。（教育相談センター） ○福祉との連携による支援の充実 ・関係課がもっている情報等についての共有や学校間との連携について支援や対応の方向性がずれないような連携が引き続き必要である。（学び推進課）	
アンケート調査結果 《参考》	調査結果概要	問番号
	幸せに向かうために育んでほしい非認知能力：社会貢献意識 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」に“肯定的”な割合が81%	問41
統計データ等	○校内フリースクールの在籍児童・生徒数、校内フリースクール設置学校数の推移【学び推進課】：令和5年度 校内フリースクールの在籍児童・生徒数 377人、校内フリースクール設置学校数 23校	

つくば市教育振興基本計画 課題シート

次期計画に向けた 課題	施策１ 社会全体で支える子どもたちの学び 本市では、社会全体で子どもたちの学びを支えるため、コミュニティ・スクールの導入を進めており、持続可能な運営体制の構築や地域との信頼関係の深化、積極的な地域人材との連携が継続する必要があります。 また、家庭教育学級への参加者が少なく、実施形態や時間帯を工夫する必要があります。オンライン講座はメリットがある一方、受講者同士のつながりの希薄化や子育てに対する不安を共有できる場が不足する点が課題となっています。 令和５年度で校内フリースクールの在籍児童・生徒数 377 人、校内フリースクール設置学校数は 23 校となっています。フリースクールにおいては運営方針の違いによる学習・生活状況の共有が課題であり、学校との連携を強化とともに、地域のスポーツ団体から専門性の高い人材の確保が継続的に必要です。 施策２ 家庭への支援の充実 本市では、家庭への支援の充実を図っている中で、放課後の学習支援では、地域に根ざし、学校や生徒との信頼関係を築ける質の高い学習チューターの確保が必要となっています。特に、市内広範囲で活動できるチューターの確保が求められています。 また、スクールソーシャルワーカーは、多様な家庭問題に対応するための専門的な知見や対応力が求められており、研修や人材育成の強化が必要です。さらに、困難を抱える世帯の子どもに対する支援については、福祉の関係課との情報共有や学校間での対応が機能するように、引き続き一貫した連携が必要です。
------------------------	--

つくば市教育振興基本計画施策体系（第3期・第4期）

「第3期つくば市教育振興基本計画」の施策体系				見直しの要素		「第4期つくば市教育振興基本計画」の施策体系			
基本理念	基本目標	基本方針	施策	国の方針・市の方向性	○市の取組 ●市の課題	基本理念	基本目標	基本方針	施策
夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現	基本目標1 幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向の学びの推進	【国の方針】 新たな教育振興基本計画（令和5年度～9年度） 今後の教育政策に関する基本的な方針 ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 【市の方向性】 第2期つくば市戦略プラン 2020▶2024 基本施策Ⅲ-2 個性を伸ばし未来を切り拓く力を育む ■目指すべき未来 2030年の未来像 こどもたちは、自分の好きなことを見つけ、個性を伸ばしながら、未来を切り拓いていく力を育んでいます。	●学校ごとに異なる状況やニーズに対応するため、それぞれの学校に合ったアプローチが求められる				
			2 幼児教育の充実		●保育者が発達段階を理解し、日々の観察に基づいて適切な支援を行うことが求められる				
			3 学校外の学びの充実		○「幸せな学校づくりに向けたアンケート」を継続して実施する				
		2 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成		●読書活動における学校間で貸出数や利用者数に差があり、読書活動の推進のためより効果的な取組が必要				
			2 健やかな体の育成		●重症化リスクが高い児童生徒など、一人ひとりに適した対応策の考慮が必要				
			3 学びの場の感染症対策の徹底		○市独自の日本語学習支援員を配置				
		3 互いを認め合い、だれもが輝く教育を推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進		○不登校の児童生徒への支援体制の充実（校内フリースクール等）				
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援		●社会教育施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要				
			3 だれもが学べる社会教育・生涯学習の推進		○教育大綱の理念を実現するため、市独自の研修を実施				
	基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する	4 学び続ける教職員を支援する	1 カリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む教職員への支援		●教職員の業務の負担軽減と労働環境の改善（部活動の地域移行等）				
			2 教職員の「働き方改革」の推進		●各学校の教材や管理備品の優先順位をつけた計画的な整備				
		5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実		●訓練や会議を通じて常に情報を更新することが必要				
			2 学校の安全体制の確立		●地域にとり様々な課題があり、地域住民との合意形成を図りながら検討を進めることが必要				
			3 学校等の適正配置		●地元産食材の利用促進のため、農産物の確保が必要				
			4 学校給食の充実		○学習用端末やネットワーク・クラウド環境の整備				
		6 ICTを活用した教育を推進する	1 遠隔システムを活用したシームレス教育の充実		●プログラミング教材や生成 AI 活用事例資料の更新				
			2 ICT教育環境の充実		○自動車図書館の増設及び更新				
		7 「学び」を支える施設を整備する	1 図書館サービスの充実		●動画配信や体験的な学びの機会を増やす				
			2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備		●デジタル化や業務フローの見直しとともに、効率化を図りながら学びの深さを増すコンテンツづくりが必要				
	基本目標3 地域に支えられ、共に学び育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進		○体験型科学教育「つくば STEAM コンパス」の推進				
					○令和7年度末までに市内全学園でのコミュニティ・スクールの導入を目指す				
		9 「学び」を支える協働体制を充実する	1 社会全体で支える子どもたちの学び		●地域に根差し、学校や生徒との信頼関係を築ける質の高い学習チューターの確保が必要				
			2 家庭への支援の充実						